HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（５）　ーアウクトル・ヴェートゥスとの比較・対象をも兼ねてー
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 52(3), 212-171
Issue Date	2001-11-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15096
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(3)_p212-171.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資　料

ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（5）

―アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて―

石　川　　武

目　次

凡　例
主要文献略語表
はじめに
ザクセンシュピーゲル・レーン法
　巻頭言～6・2　（以上51巻5号）
　7・1～13・3　（以上51巻6号）
　13・4～19・2　（以上52巻1号）
　20・1～24・9　（以上52巻2号）
　25・1～26・8　（以上本号）
　26・9～　（次号以下）
おわりに

218

25・1[1] [a]本書において前述されているように、[2] 家臣は、彼の主君が（封（レーン）相続人なしに）死亡する（ないし、した）場合、[3] あるいは、彼（＝主君）が彼（＝家臣）の（＝家臣に授封されていた）所領を（上級主君に）返還する（ないし、した）

(oplaten) 場合、[4] あるいは、それ（＝家臣に授封されていた所領）が彼（＝主君）から（上級主君のレーン法廷の）判決をもって剥奪 (verdelen) される（ないし、された）場合、[5] 彼（＝家臣）の所領を上級主君 (de overe herre)[6] の許まで追い求め(volgen)[7]（上級主君に対して）忠誠宣誓（ないし、臣従礼）(manscap) を捧げるべきである。また彼（＝家臣）は（その際）上級主君[6] に（次のことを）請うべきである。(すなわち)、彼（＝上級主君）が（自ら）彼（＝家臣）に（その所領を）封与するか、さもなければ、彼（＝家臣）がそれ（＝その所領）を、彼がそれを最初の（ないし、前の）主君から受領し（てい）たのと同じだけの名誉をもって (mit also groten eren)、[8] 受領しうるよう（な新しい主君を）、彼（＝家臣）に指定する (wisen)[9] ことを。[a] [b]けだし、人（この場合、上級主君）が誰か（この場合、家臣）（のレーン法上の身分＝ヘールシルト）を彼の（＝その者に授封される）所領（レーン）によって貶める（ないし、引き下げる）こと[10] は正しくない (n'is nicht recht)[11] からである。[b]

AV 1・57[1] [a]前述したように、[2] 家臣は、彼の主君が（封相続人（レーン）なしに）死亡する（ないし、した）場合、[3] または（主君が）彼の（＝彼に授封されていた）所領を（上級主君に）返還 (resignare) した場合、[4] または（その所領が）彼（＝主君）から判決をもって剥奪 (abiudicare) された場合、[5] [c]上述の期間（ないし、期限）(terminus) 内に、[c][12] 忠誠宣誓（ないし、臣従礼）(hominium) をもって（ないし、を捧げて）彼の（＝家臣に授封されていた）所領を上級主君 (superior dominus)[6] の許まで追い求める (sequi)[7] べきであり、そして、その者（＝上級主君）に（次のことを）請うべきである、(すなわち)、[d]この者（＝上級主君）(の手)に移された[d][13] レーンを、[e]法（の定め）に従い (secundum ius)、[e] 彼（＝家臣）に（自ら）封与するか、それとも、(彼＝家臣を）別な主君の許に送って (transmittere)、[9] その者（＝別な主君）から（彼＝家臣が）それ（＝そのレーン）を、(彼＝家臣が）それ（＝そのレーン）を前の主君から受領し（てい）たのと同じだけの名誉をもって (cum honore tanto)、[8] 受領しうるようにすることを。[a]

AV 1・58 [b]それと言うのは、上級主君[6] が家臣の身(分)を彼の（＝家臣に受封される）レーンによって（前）より（も）低い楯（ヘールシルト） (clypeus) へと落とさせる[10] ことは、許されない (non est licitum)[11] からである。[b]

1）前出レーン法24・7（＝AV 1・55、1・56）の後、AV に対応条項のない24・8と

24・9を「補足」した「レーン法」は、ここから再びAVの叙述の流れに沿った記述に戻る。

2）この箇所の「本書において前述されているように」(ないし、「前述したように」)の語については、それはどこにかかるのか、あるいは、このレーン法25・1(ないし、AV1・57)で扱われているケースのうちどれが実際にここまでのところで扱われている(あるいは、扱われていない)のか、という問題がある。

まず、AVのsequiの語は、ここまでのところでは1・5(=レーン法2・2、de volge、同条への註・8を参照)、1・7(レーン法2・6、註・3を参照)、1・33(=レーン法11・1、註・3を参照)、1・34(=レーン法11・2、註・7の箇所を参照)、1・35・a(=レーン法11・3、註・4を参照)の諸条項で用いられているが、これらの条項はいずれも(主君に異動があった際の)「授封更新請求(権)」(一般)にかかわり、特に(ないし、明示的に)「上級主君」に対する「授封更新請求(権)」を扱ったものではない。したがって、「前述したように」の語は「授封更新請求(権)」(一般)だけにかかり「上級主君(の許まで)」にはかからない、と解するか、あるいは、それにもかかわらずここで「前述したように」と明記されていることによって、sequiの語が用いられる場合、これまでの諸条項においても(それとして特に言及されていなくても)「上級主君」に対する「授封更新請求(権)」が含まれていた(場合もある)ことがはっきりする、と解するか、そのいずれかの解釈を迫られることになる。しかし、いずれにせよ、まずAVのここまでの条項には「上級主君」に対する「授封更新請求(権)」がそれとして明示的に論じたものがない、ということを確認しておきたい。(ただし、AV1・42=レーン法16については、「レーン法」に関してやがて後述することを参照されたい)。

「レーン法」においては、(主君に異動があった際の「授封更新請求」の意味での)volgeまたはvolgenの語が、AVに対応条項のある上記レーン法2・2(=AV1・5、volge――以下特に言及しないものはvolgen)、2・6(=AV1・7)、11・1(AV1・33)、11・2(=AV1・34)、11・3(=AV1・35・a)のほか、――「ドイツ語第1版」に限ると――AVに対応箇所ないし対応条項のないレーン法2・5(同条への註・3と4を参照――以下同様)、2・7(註・3)、5・1(volge、註・4)、13・4(註・2、3、10)、14・3(註・13、14)、14・4(註・5)、15・1(註・3)、15・2(註・2)、15・3(註・8)、20・4(註・5と6)にも姿を見せる。これらのうち、レーン法2・5、2・7、5・1、13・4のvolgeまたvolgenの語については、AVにおけるsequiの語について上述したのと同じことが言えるが、それ以外の6条項では明示的に(ただし、15・3では実質的に)「上級主君」に対する「授封更新請求(権)」(だけ)が扱われている。特にレーン法14・3(後段)では「彼の家臣(=下級主君――後述参照)が彼(=上級主君)にその所領を返還した」場合、ないし、(その所領が)彼(=下級主君)から判決をもって剥奪された場合のことが扱われている。(なお、この箇所で、「下級主君」のことが――直前の「上級主君」(de

overste herre）を承けて――「彼の家臣」と言われていることは、前出レーン法7・3、註・4の箇所の「彼の家臣」＝「主君」という解釈を支持する方向に働くであろう。ここで付け加えておきたい）。これによって、このレーン法25・1で扱われているケースのうち「主君が家臣の（＝家臣に授封されていた）所領を返還する場合」、および、「それが彼から（上級主君のレーン法廷の）判決をもって剥奪される場合」の二つについては、家臣が上級主君に所領の授封更新を求めるべきことがすでに「本書において前述されている」ことを確認することができる。（なお、レーン法14・4と15・1は、直前の14・3で扱われている場合のうち、「下級主君から家臣の所領が判決をもって剥奪された場合」の延長線上にあると捉えうるケースであるが、レーン法20・4の主君が一方的に主従関係を解約するケースは、このレーン法25・1では省略されている。また、レーン法15・2と15・3は、上級主君に対する授封更新請求（一般）の手続にかかわる条項である）。したがって、少なくともこの二つの場合に関する限り、「本書において前述されているように」の一句が、「授封更新請求（権）」だけにかかり、「上級主君」に対するそれを含まない、と解することはできない。

ただし、「レーン法」においても、25・1で扱われているケースのうち、「主君が死亡した場合」に家臣が「上級主君に授封更新を求める」ケースについては、ここまでのところでそれに明示的に言及した箇所は見当たらない。しかし、このケースについては、前出レーン法6・1および6・2から、息＝封（レーン）相続人をもつ家臣が死亡した場合は所領は息に「相続」される（なお、このケースは後続のレーン法25・3（前段）＝AV 1・60でも扱われている）が、息＝封（レーン）相続人をもたない家臣が死亡した場合には、所領は（それについてゲディンゲが設定されていた場合を除き）主君にとってledichになる（＝主君の手に戻る）ことが判る。読者はこれにもとづき、（この「家臣」を「主君」、「主君」を「上級主君」と読み替えることによって）、レーン法25・1の「家臣」が「上級主君」に授封更新を求めるのは、「主君が（息＝封（レーン）相続人なしに）死亡した場合」に限られることを、（後続のレーン法25・3（前段）＝AV 1・60を俟つまでもなく）容易に推定することができる。したがって、少なくとも「レーン法」に関する限り、著者がこのケースをも含めて「本書で前述した」と考え（てい）たとしても、格別不思議ではない（し、同じようにこのケースをも含むAV 1・57においても、「前述したように」の語は、著者の意識に則して言えば、それまで上級主君に言及されることなくsequiの語が用いられていた条項において、潜在的には、このAV 1・59で扱われているケースのことが考えられていたことを示している、と解すべきであろう）。（なお、後出レーン法25・3（前段）＝AV 1・61、註・1、および、後註・12と13で述べることをも参照されたい）。

3）この場合および「（封（レーン）相続人なしに）」という補訳を施した理由については、前註・2および後出レーン法25・3（前段）＝AV 1・60を参照。

4）oplaten（＝resignare）の語については前出レーン法16＝AV 1・42、註・3を、また、この場合については前註・2を参照。

5）verdelen の語については前出レーン法８・１、註・１を、また、この場合については前註・２を参照。

6）この箇所では「レーン法」の de overe herre の語が AV の superior dominus に対応しており、おそらく後者を直訳したものと思われる。これに対して、前出レーン法14・３、14・４、15・１、15・２、15・３では、de overste herre の語が（同じ意味で）用いられているが、これらの条項はいずれも（AV に対応条項がなく）「レーン法」で補足された（と目される）ことが注目される。すなわち、de overste herre の語は（de overste herre に）対応する superior dominus の語が AV にない場合に限って「上級主君」の意味で用いられている、という可能性が示唆されているからである。後出の関連諸条項においてさらに検討したい。（なお、レーン法71・６では、アイゲンの持主でありそれを家臣に封与している（いわゆる「アイゲン・レーン」の持主である）主君を de overste herre と称んでいるが、AV２・69でこれに対応する語は ── superior dominus ではなく ── supremus dominus である）。

7）volgen（＝sequi）の語については、前出レーン法２・６＝AV１・７、註・３、および、レーン法15・２、註・25を参照。また、この点についても、前註・２を参照されたい。

8）前出レーン法１、特にそれに対応する AV１・３（＝「世俗の諸侯が、司教たちの家臣になったため、第３の楯（シルト）へと下がり…」）にうかがわれるように、ザクセンシュピーゲルおよび AV には、「ある者（ないし、家臣）が彼の同身分者の家臣になれば、……彼のヘールシルトを（一つ）引き下げたことになる」（ラント法３・65・２）、という原則がある（この点については、石川「ヘールシルト制」、特に（１）、1372～73頁と1378～79頁、および、（４）、902～904頁を参照）。したがって、この箇所の mit also groten eren（ないし、cum honore tanto）が、実質的には、「（少なくとも）前の主君とレーン法（ないし、ヘールシルト制）上同格の主君から（所領を受領できる）」、という意味であることには疑問の余地がないであろう。（念のために一言すると、前出レーン法21・２に明かなように、新しい主君が前の主君より高いシルトをもっていても ── したがって、上級主君が家臣に直接に所領を授封した場合でも ── それによって家臣のシルトが上がることはない）。このことから、この場合 ere（ないし、honor）の語が（レーン能力およびヘールシルト制上の地位を意味する）herscilt の語（前出レーン２・１（＝AV１・３）、註・３、および、レーン法１（＝AV１・２）、註・２を参照）と（少なくとも）ほぼ同義に用いられていることが判る。同じことは、ラント法１・40、２・12・１、２・１、〔２・29〕、〔３・84・２〕の ere の語についても言えるし、さらにラント法２・13・１と〔２・19・２〕に姿を見せる erenlos の語の ere も、同じ意味に解そうと思えばそうできないわけではない。しかし、ラント法１・５・２の（wifleke）ere、および、後出レーン法78・３の（sin）ere の語は、そうした「レーン能力」とのつながりをもたない。したがって、ere（ないし、honor）の語が「レーン能力」（ないし、特定の「シルト」）とほぼ同義に用いられる場

合についても、それは「（当時、一般に）ある者がレーン能力をもつために必要とされた社会的な地位、および、それに伴う社会的な声望」といった、もっと広い意味で用いられている可能性をも念頭に置く必要があろう。

9）wisen の語については、前出レーン法15・2、註・5を参照。なおここでは、「レーン法」の (ene = den man) wisen の語が AV の (in alium dominum) transmittere に対応していることから、(「新しい主君を指定する」という意味での) wisen の語の原義は「(家臣を) 別な主君の許に送る」(jn. an den anderen Herren verweisen) である、ということが判るであろう。

10）前註・8で述べたように、ザクセンシュピーゲル (および AV) には、「(レーン法上の) 同身分者の家臣になればシルトが (一つ) 下がる」という原則がある。したがって、ある主君が同身分者の家臣になってシルトを下げた場合、彼の家臣もシルトも (一つ) 下げることになりかねない。後出レーン法54・1は、この場合に家臣のとるべき措置について定めた条項であるが、それを参照することによって次のことが判る。すなわち、ここで「誰か (ないし、家臣) を (して) 彼の所領 (ないし、レーン) によって貶める (ないし、より低いシルトへと身を落とさせる)」と言われているのは、主君が —— (単に) 同身分者の家臣になり (家臣に封与していたのとは) 別な所領を受領する (だけ) でなく —— それまで家臣に封与していた所領 (そのもの) を同身分者から封与されることを指す、ということがそれである。このレーン法25・1 (=AV 1・57、1・58) については、上級主君が前の主君によりもシルトが (一つ) 低い (したがって、家臣と同格の) 者を新しい主君として指定した場合、家臣は (単にその主君の家臣になるだけでなく) その主君から所領（レーン）を受領せざるをえなくなることに注意されたい。

11）ここでは、「レーン法」の n 'is nicht recht の語に AV の non est licitum が対応している。そのことから (も) ここの recht の語が形容詞であることを確認できるであろう。

12）c－c の箇所は「レーン法」では削除されている。その理由は、一つには、すぐ後のレーン法25・3 (後段) =AV 1・61で、(おそらくこの場合をも含めて) この「期間」=「年期」のことが (改めて) 具体的に述べられているからであろうが、もう一つ、次のことにもよることが考えられる。前註・2で指摘したように、AV においてはこの条項以前のところでは上級主君に対する授封更新請求 (の手続) がそれとして記述されておらず、また、「レーン法」においても、少なくとも「主君が (封相続人なしに) 死亡した場合」のことはそれとして述べられていないし、したがってまた、両者のいずれの場合にも、上級主君に対する授封更新の「年期」がそれとして具体的に述べられるのは、実は後出のレーン法25・3 (後段) =AV 1・61が最初である。著者アイケが「レーン法」でこの「上述の期間内に」の語を削除したのは、「レーン法」における改訂・補足に当たりそのことに気づいたからではないのか。(そのことによって、逆に著者自身が、特に AV においては、すでにこ

こまでのところで「上級主君に対する授封更新請求」のことを含めて述べてある、と考えていたことがはっきりするであろう)。この点については、ひきつづき次註・13をも参照されたい。

13) d－dの箇所、(原文は in eum (＝上級主君) translata) も、「レーン法」では削除されている。この点に関連して注目されるのは、前出レーン法22・2、註・4の箇所に実質上これと同義の an juk brackt hebbe (＝「貴殿 (＝主君) の許へもちこんだ」) の語が補足されていることである。このことは、前出レーン法22・1～22・3が、直接には封(レーン)相続人が主君に授封を求める手続として記述されているにもかかわらず、家臣が (主君異動の際に) 新しい主君に授封を求める手続としても考えられている、という (後出レーン法25・4＝AV 1・62、註・2で改めて述べる) 推定を支持する方向に働くであろう。(なお、こうした推定が正しければ、前註・12で触れた両書における「上述の期間内」の語の有無に関して、もう一つ次のことを付け加えることもできる。すなわち、後出レーン法25・3 (後段)＝AV 1・61では、およそ家臣が (新しい) 主君に授封更新を求めるべき期限＝「年期」は (すべて)「6週と1年」と明記されている。一方、前出AV 1・45では、封(レーン)相続人が主君に授封を求めるべき期限も「6週と1年以内に」と明記されており、もし著者がその際 (上級主君に対するそれをも含めて)「授封更新請求」の手続をも併せて考えていたとすれば、AV 1・57に「上述の期間内」と書かれた理由は納得がいくし、逆にレーン法22・1ではこれが「1年と1日以内」に改められている (同条への註・2を参照) から、レーン法25・1では「上述の期間内に」の語はそれと異なる点でも削除せざるをえないものになる、ということがそれである)。

25・2　a)いずれかの者 (＝家臣) を (上級) 主君[1] が、b)彼 (＝家臣) が彼 (＝上級主君) に対して (新しい) 主君の指定 (wisunge) を求めてから[b)・2] 1年と1日以内に、[3] c)彼 (＝上級主君) 自身の口で (＝彼自身、直接に口頭で)[c] どこへも (＝いかなる新しい主君をも) 指定 (wisen) しない[4] ならば、彼 (＝上級主君) はそれ以後その者 (＝家臣) をどこへも (＝その者にいかなる新しい主君をも) 指定する (wisen)[5] ことをえず、彼 (＝家臣) にその (＝家臣が授封更新を求める) 所領を自ら封与しなければならない。[a)]

AV 1・59　a)上級主君 (superior dominus)[1] が誰か (＝いずれかの家臣) を、1年と6週の期間 (ないし、期限) 内に、[3] 彼の (＝家臣が授封更新を求める) レーンとともに (新しい主君へと) 向かわさせ (declinare faciat) ない (＝家臣に新しい主君を指定しない)[4] 場合は、(上級主君は) それ以後その者 (＝家臣) に他の (新しい) 主君を指定する (adiungere)[5] ことをえず、彼 (＝家臣) に自ら

（その）レーンを封与すべきである。[a)]

1）この場合、「主君」の語が「上級主君」を指すことは、前出レーン法25・1（＝AV 1・57）とのつながりから明らかなだけでなく、対応する AV 1・59 の superior dominus の語によっても確かめることができる。

2）b－bの箇所は、AV に対応する文がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものである。（上級主君による新しい主君の指定を意味する）wisunge の語がここにはじめて姿を見せることに注意されたい（前出レーン法15・2、註・4を参照）。この点については、後註4と5をも参照されたい。

3）「1年と1日」と「1年と6週」の差については、前出レーン法13・1＝AV 1・103、註・3、レーン法14・4、註・4、レーン法25・1＝AV 1・57、註・12と13を参照されたい。

4）この箇所では、「レーン法」の wisen（＝「新しい主君を指定する」――前出レーン法15・2、註・5、および、25・1＝AV 1・57、註・9を参照）の語に AV の declinare faciat（＝「（新しい主君へと）向かわせる」）の語が対応している。（因みに、J. F. NIERMEYER, Mediae latinitatis lexicon miuus, S. 306 によれば、declinare には se rendre chez qq'un や être transferé dans les mans de qq'un を意味する用例もある）。この点については、ひきつづき次註・5をも参照されたい。

5）この箇所では、「レーン法」の wisen の語に AV でも adiungere（＝「（新しい主君を）指定する」）の語が対応しているが、wisen の語には前出 AV 1・57（＝レーン法25・1）では transmittere の語が（同条への註・9を参照）、また、この AV 1・59でもすぐ上のところでは declinare facere の語が対応している（前註・4を参照）ことを考えると、この wisen（および wisunge）の語についても、（前出レーン法15・2では wisunge でなく bewisunge の語が用いられているにしても）、「レーン法」における用語の統一・概念の明確化の傾向を認めることができよう。（なお、前註・2で触れたb－bの補足、および、そこに wisunge の語が姿を見せることも、こうした傾向との関連で理解することができる）。

25・3（前段） [a)]息をく一人〉もつ主君が死亡する（ないし、した）場合、[1)]家臣は、彼の（主君の息＝封（レーン）相続人である）幼少の主君（junkherre）の（上級主君に対し所領の授封更新を求めるべき）年期[2)]内は、上級主君（de overe herre）[3)]に対して彼の所領（の授封更新）を希求すべきでない。その（＝彼の主君の封（レーン）相続人である）子が彼の（上級主君に授封更新を求めるべき）年期を懈怠する（ないし、した）ならば、家臣はその後（改めて）[b)]（上級主君に対して）彼の所領の授封更新を求める（volgen）[4)]べき[b)]彼の年期をもつことになる（からである）。[a)]

AV 1・60 [a] しかながら、主君が死亡し、その嫡出の（legitimus）息がそれまで生きている場合、[1] その者（＝主君）の家臣は、息の（＝息が上級主君に対し授封更新を求めるべき）期間（ないし、期限）[2] 内は、上級主君（superior *dominus*）[3] に対して（彼＝家臣の）レーン（の授封更新）を請うべきでない。もし主君の（封相続人である）息が（上級主君に対して授封更新を求めるべき）[4] 期間（ないし、期限）を懈怠する（ないし、した）ならば、家臣は（上級主君に授封更新を求めるべき）第2の期間（ないし、期限）を欠くわけではない（＝改めてもつことになる）（からである）。[a]

1）この一文によって、このレーン法25・3＝AV 1・60（以下）の条項は、主君が息＝封相続人を遺して死亡した場合に家臣のとるべき授封更新請求の手続を主題とすることが明らかになるだけでなく、前出レーン法25・1＝AV 1・57、註・3の箇所の「主君が死亡する場合」が「息＝封相続人なしに死亡する場合」を念頭に置いていることも、疑問の余地なく明らかになるであろう。なお、この箇所は、AVでは「その嫡出の息がそれまで生きている場合」とあったものが、「レーン法」で単に「息をもつ（主君）」と改訂されている。「嫡出でない息」は herscilt（＝レーン能力）を欠き（前出レーン法2・1＝AV 1・4を参照）、主君（この場合、上級主君）はそうした「ヘールシルトを欠く者」の臣従礼を拒むことができる、とされている（前出レーン法23・1＝AV 1・50を参照）のに、「レーン法」ではなぜ「嫡出の」の語が削除されたのであろうか。ここで想起されるのは、「レーン法」では、これよりも前のところに補足された条項によって、息が父と同じ herscilt を継承しうるのは息が父と evenbordich の場合に限られることが明らかにされ（前出レーン法21・1を参照）、さらに、主君の息が亡父と evenbordich でない場合は家臣は授封更新を息に求めない（で、上級主君に求める）ことができる、ということが前提されていること（前出レーン法20・3、註4を参照）である。こうした見解を前提する限り、AVの記述は、「嫡出の息」であって父と「同等出生身分」でない場合にも家臣は（主君が息なしに死亡した場合と同じく）直接（＝主君の息がそうするのを待たずに）上級主君に授封更新を求めることがありうることになって、不正確と言わざるをえず、したがってこのレーン法25・3における「改訂」は、決して偶然にではなく、前出レーン法20・3や21・1の「補足」を前提にして（おそらくそれと同時に）それとの関連で行われたもの、と解さなければならない。「レーン法」における（法的論理構成の）「改善」の一環と言えるであろう。

2）この「幼少の主君」（ないし、「息」）の年齢はこの条項の文言からははっきりしないが、一般には（つまり、成熟＝満12歳に達していれば――後述・参照）、彼の（上級主

君に授封更新を求めるべき）「年期（ないし、期間）」が「6週と1年（以内）」であることは、すぐ後のレーン法25・3＝AV1・61によって、また、それが実質的には「幼少の主君（ないし、息）が上級主君から授封更新を受けるまでの間」であることは、やがて後出レーン法25・4＝AV1・62によって明らかになる。ただし、もし「幼少の主君」（ないし、「息」）が成熟（＝満12歳）に達していなければ、後出レーン法26・1＝AV1・64、1・65に明らかなように、さらに彼が成熟に達するまでの期間がそれに加算されることに注意されたい。

3）de overe herre（ないし、superior dominus）の語については、前出レーン法25・1＝AV1・57、註・6を参照。

4）volgen の語については、前出レーン法2・6＝AV1・7、註・3、および、レーン法15・2、註・2を参照。なお、このb－bの件は、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、それがなくても文脈から同じ意味のことを読み取ることは容易であり、その意味では純粋に「技術的」な補足に属する、と言うべきであろう。

219

（**25・3**、後段） c)（すなわち、家臣には）d)国王から（数えて、その）下にある[d)・5)] シルト（scilt）[6)] の数と同じ数だけ、e)彼の所領の授封更新を求めるべき[e)・7)] 年期がある、それらの各々について6週と1年（の年期が）。[c)・8)]

AV1・61 c)すなわち、（家臣には）（最上級の主君からレーンが順次授封されてきた）楯（シルト）（clypeus）[6)] の数と同じ数だけ、（授封更新を求めるべき）[7)] 個別の期間（ないし、期限）があり、それらの期間（ないし、期限）はそれぞれ1年と6週の時間をもつ（ことになる）。[c)・8)]

5）d－dの箇所は、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、AVのように単に「シルトの数と同じ数だけ」と言っても、それが「最上級の主君から授封されてきたシルトの数と同じ数だけ」という意味であることは、前出レーン法25・3（前段）＝AV1・60とのつながりから明らかであろう。「レーン法」の「国王から下にある」という補足は、この点をさらに明確にしようとしたものと考えられるが、それによって、むしろ次のような問題が生ずることに注意しなければならない。すなわち、①家臣に授封されるレーンは常に国王から出発する「ライヒの所領」（前出レーン法4・3＝AV1・13、註・1を参照）

とは限らず、主君のアイゲンを出発点とすることもあり（とりあえず、前出レーン法２・７を参照）、②また、家臣が上級主君に授封更新を求め彼から直接に（＝シルトを一つ飛ばして）授封されることもある（たとえば、前出レーン法25・１＝AV１・57、および、レーン法25・２＝AV１・59を参照）、という例を考えれば明らかなように、主君が直接に授封する家臣は主君よりもシルトが一つ下の者に限られないから、最上級の主君と（最下級の又）家臣の間のシルトの数は必ずしもあるレーンが（その）家臣に到達するまでの授封の数と一致するとは限らない、という問題がそれである（ただし、このうち②については、AVの「シルトの数と同じ数だけ」という表現にも、すでに同じ問題が伏在していた）。それにもかかわらず「レーン法」で「国王から下にある」という補足が施されたのは、――特に後出レーン法71・２＝AV２・67で、「裁判権レーン」について「国王から下に（＝下りてきた、ないし、授封された）」という同じ補足が施されていることにうかがわれるように――、レーン制を可能な限り（上下関係が明確で）公的なヒエラルヒーとして機能させようとする著者の志向とも無関係ではありえまい。（この点については、石川「ヘールシルト制」（４）、888～893頁を参照――ただし、その891頁でこのレーン法25・３＝AV１・61に関連して、３箇所（４、６、８行目）に「上級主君」とあるのを「主君」に改めた上、６行目と８行目の「上級主君に」は「（主君に）」と括弧でつつまなければならない」。なお、後註・８を参照されたい。

6）scilt の語については、前出レーン法１（＝AV１・３）、註・３を、また、clypeus の語については、前出 AV１・２（＝レーン法１）の beneficialis clypeus、および、AV１・６（前出）（＝レーン法２・２）の clypeus regalis の語と同条への註・11を参照されたい。

7）ｅ－ｅの箇所は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、これについては前出レーン法25・３（前段）（＝AV１・60）、註・４で述べたのとまったく同じことが言える。

8）レーン法25・３（後段）について最も注目されるのは次のことである。この条項によれば、たとえば第５シルトをもつ参審自由人が第４シルトをもつフエイエル・ヘル（多くの場合、グラーフ）から「ライヒの所領」を授封されている場合、この所領は（多くの場合）国王（＝第１シルト）から教会諸侯（＝第２シルト）へ、教会諸侯から世俗諸侯（＝第３シルト）へ、世俗諸侯からこのフライエル・ヘル（第４シルト）へと授封されてきたものであるから、参審自由人である家臣は授封更新を求めるべき「年期」（ないし、「期限」）を（第１シルトと第５シルトの差、つまり）四つもつことになる（vgl. Hi., S. 130, Anm. 2）。しかし、この点については、前註・５で指摘した問題のほかに、さらに次のような問題がある。すなわちこれは、前出レーン法25・３（前段）＝AV１・60に明らかなように、主君が息＝封相続人（レーン）を遺して死亡した場合については、家臣は新しい主君である息が上級主君から授封更新を受けた後に新しい主君に対して授封更新を求めるべきである、という見解を承けた

ものであるから、この命題が文字通りに妥当するのは、（上掲の例で言えば）フライエル・ヘルである主君や世俗諸侯である上級主君（が封相続人を遺して死亡した）だけでなく、さらにその上に位置する教会諸侯や国王までも、同時に（少なくとも、家臣の「年期」内に次々に）死亡した場合にだけ（しかも、封相続人以外の者が国王に選ばれた場合や封相続人をもたぬ教会諸侯については、前出レーン法25・3（前段）＝AV 1・60の「息」を「後継者」と読み替えた上で）妥当するにすぎない。しかし、こうした事態は、現実には、それらの（上級）主君が十字軍に参加して皆戦死するか、あるいは、皆（ほぼ同時に）疫病に斃れるなどのきわめて例外的な事態を除くと、まず起こりそうもないことである。そうだとすれば、この条項で述べられていることは、当時の「慣習法」を記録したもの、と考えることはできず、むしろ、著者が「法的論理」を駆使して前条（レーン法25・3（前段）＝AV 1・60）の論理的帰結を提示して見せたもの、と解すべきではないのか（前出「はじめに」、3と5、および、註・16を参照）。（なお、前出レーン法25・1＝AV 1・57で扱われているケースについても、「上級主君」が家臣の「年期」内に死亡することがありうるし、その場合、このレーン法25・3（後段）＝AV 1・61の規定は「上級主君」より上に位置する「主君」（たち）については妥当するはずである。この点については後出レーン法27・2＝AV 1・72・b（後段）を参照）。なお、「レーン法」が単なる「慣習法の（忠実な）記録」ではなく、（その底本と目される）AVとくらべて、「法的概念構成」や「法的論理」が（特にAVへの改訂・補足によって）いちだんと明確なものになっていることは、本邦訳（における検討）全体を通じてさらに明らかになるはずであるが、この条項の場合、対応するAV 1・61にも、そうした「法的論理」が（前註・5で指摘したように、やや不明確な点を残すとはいえ）すでに姿を見せていることを見落とすわけにはいかない。この点については、なお、次のレーン法25・4＝AV 1・62、1・63、註・1、および、後出レーン25・5、註・7を参照されたい。

25・4 [a]いずれの家臣の年期も、彼の主君が、彼（＝家臣）が彼（＝主君）から受領すべき所領を、（上級主君から）授封される（ないし、された）時に始まる。[a)・1)] [b]けだし、いかなる主君も、それ（＝所領）が彼（＝主君）自身に封与される前に、所領を封与することをえないからである。[b)・2)] 〔ただし、彼（＝主君）に対して主君（＝上級主君）が不法に（mit unrechte）（ないし、法の定めに反して）（所領を）封与するのを拒んだ場合は別である。[3)] また、彼の主君（＝上級主君）が国外にあるか、あるいは、捕虜になっていて、[4)] 彼（＝主君）が彼の所領（の授封）を希求（sinnen）することをえない場合には（ないし、にも）、彼（＝家臣）はそれ（＝その所領）についてレーン法（上の権利）を行い（lenrecht dun）（＝自分の家臣に（又）授封し）、[5)] （また[5)]）その所領を（わがもの＝自分のレーンと

して）占取して彼の利用に供する（to siner nut）（＝小作地として貸し出す）[6]（ことができる）、彼（＝主君）が成熟（＝満12歳）に達している（to sinen jaren komen si）限り。[7] しかしながら、彼（＝主君）がそれ（＝所領）を受領する前に、彼（＝主君）がそれ（＝所領）を封与する（ないし、した）場合は、彼（＝主君）は彼等（＝家臣たち）（のため）にそれ（＝その所領、ないし、それをレーンとして生涯占有・支配させるという約定）を固く守る（stede helden）[8] べきである。[9]〕

AV 1・62 [a]家臣の（授封を求めるべき）期間（ないし、期限）は、彼の主君になるべき者が（上級主君から）その所領を授封される（ないし、された）日に始まる。[a)・1)]　**AV 1・63** [b]主君がレーンを受領する前には、ど（のよ）う（に）してそれ（＝レーン）を家臣に封与することができる、というのか。[b)・2)]

1）これに伴って、前出レーン25・3（後段）＝AV 1・61で、家臣が（自分の上に位置する）主君の数だけもつとされているそれぞれ「6週と1年」の「年期」（ないし、「期限」）も、（各）主君が「年期」内に（各）上級主君から授封更新を受けると、実質的にはその分だけ短縮されることになる、ということは改めて指摘するまでもあるまい。なお、この点については、前出レーン法22・5をも参照されたい。

2）前出レーン法25・1＝AV 1・57に始まる上級主君に対する家臣の授封更新請求に関する記述は、AVではここで終り、「レーン法」ではさらに「ドイツ語第2版」における補足、および、次の（AVの対応条項のない）25・5が付け加えられているものの、その後、レーン法26・1＝AV 1・64からは、（家臣の）未成熟（＝満12歳未満）の子による所領の「相続」に主題が移る。この点に関連して注意を要するのは、前出レーン法22・1＝AV 1・45から、文言上、（直接には）「息」（＝封相続人（レーン））に関して（レーン法22・4＝AV 1・49まで）述べられていたような具体的な手続の記述は、（主君に異動が生じた際の）授封更新に関しては、それと明示された形では、ここまでのところに、また、これ以後全巻を通じても見当たらない、ということである。このことを、前出レーン法25・1＝AV 1・57、註・2で述べたことと併せ考えると、著者アイケは、家臣が新しい主君（特に、主君の封相続人（レーン））に授封更新を求める手続も、家臣の封相続人（レーン）が（亡父の）主君に授封を求めるそれと（少なくとも、基本的には）同じものと考えていただけでなく、前出レーン法22・1＝AV 1・45からレーン法22・AV 4＝1・49までのところですでに（併せて）述べてある、と考えていた可能性さえある、と推定することもできよう。（なお、前出レーン法22・1＝AV 1・45の冒頭では、忠誠宣誓（ないし臣従礼）を捧げる者のことが「息」と書かれていたのに、その条項の途中から「家臣」に変わることも、そのことと関係する可能性がある。言うまでもなく、封相続人（レーン）である「息」は、（すでに亡父とともにその主君の「家臣」であっ

た場合を除くと）、一般には、（亡父の）主君に忠誠宣誓（ないし、臣従礼）を捧げた時にはじめてその「家臣」になるのに対して、新しい主君に授封（更新）を求める者は、すでに前の主君の「家臣」であったことに注意されたい）。

3）この場合、前出レーン法22・3＝AV 1・48、1・49によれば、「主君」（＝前の主君の「息」＝「封相続人（レーン）」）はその所領を「勤務なしに保持し…、またそれを彼の家臣に（又）授封することができる」。したがって、この場合、「家臣」の「年期」は、「主君」の捧げる忠誠宣誓（ないし、臣従礼）が「不法に」拒まれた時に始まる、と解される。この点については、このレーン法25・4（の「ドイツ語第2版」における補足）でひきつづき述べられていること（特に後註・5の箇所）を参照されたい。

4）この二つの場合、特にこの箇所の lant の語については、前出レーン法24・7、註・9と10を参照されたい。

5）lenrecht dun の語については、石川「ラント法とレーン法」、1618～20頁、および、前出レーン法2・6（＝AV 1・7）、註・6、および、レーン法18、註・10を参照されたいが、このレーン法25・4の場合、それが（具体的には）「（自分の家臣に）（又）授封する」という意味であることは、（前註・3で触れた）前出レーン法22・3（＝AV 1・48、1・49）と対比することによって明らかにすることができる。なお、（後の文章のはじめの）unde の語を「（また）」と訳したのは、この lenrecht dun と（後の文章の）sek underwinden (to siner nut) がそれぞれ別なことを指している、という理解を前提にし、そのことをはっきりさせようとしたものである。この点については、ひきつづき次註・6を参照されたい。

6）(to siner) nut の語については、前出レーン法14・1（＝AV 1・39）、註・4を参照。（ただし上掲の邦訳は、この箇所の「ドイツ語第2版」における補足も「ドイツ語第1版」（におけるそれ）と同じ用語法にもとづいて記述されている、ということを前提にしており、その前提が成り立たない可能性をも念頭におく必要がまったくないわけではない）。

7）この「彼が成熟に達している限り」という一文は、（同じく「ドイツ語第2版」に属しているから）、後出レーン法26・1（＝AV 1・64）以下の諸条項（とのつながり）を意識して補足されたもの、と推定することができよう。

8）stede halden という表現は、後出レーン法26・10、および、レーン法31・2（石川「ヘールシルト制」（2）、59～60頁、および、註・105を参照）にも見られる。

9）この一文については、次のレーン法25・5、註・8、および、後出レーン法26・10を参照されたい。

220

25・5[1] 誰であれ（下級）主君がある所領を（上級主君から）一度（レーンとして）受領し（ており）彼の主君（＝上級主君）が死亡する（ないし、した）場合、[2]

あるいは、彼（＝下級主君）が彼（＝上級主君）から受領しているそうした所領を、彼（＝前出「彼の主君」、上級主君）が（そのまた主君に）返還する（ないし、した）（oplaten）場合、[3] ある下級主君から所領（の授封を求めてそれ）を受領すべきいずれの家臣も、[4] 彼（＝下級主君）に対して（所領の授封を求めるべき）年期を懈怠する（sek verjaren）（＝年期の懈怠により所領を失う）ことがあ（りう）る、[5] たとえその主君（＝下級主君）が（まだ）それ（＝その所領）を（新しい上級主君から）もう一度（改めて）受領して（＝授封更新を受けて）いなくても、[6] 彼（＝下級主君）（自身）が（上級主君に対して、授封更新を求めるべき）年期を懈怠し（てその所領を失っ）て（sek verjaren）いない限り。[7] けだし、彼（＝下級主君）は、その（＝上級主君から所領の授封更新を受けてはいないが、まだ年期を懈怠していない＝年期が残っている）間は、彼（＝下級主君）が行う（又）授封によってその所領（についての権利）を彼の主君（＝新しい上級主君）から遠ざける（vernen）（＝奪う、なしい、新しい上級主君の権利を侵す）ことをえないからである、[8] ただし、彼（＝下級主君）が（レーン法廷の）判決をもって（mit rechte）そうすることを強制される（ないし、された）場合は除く。[9]

1）この条項は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものである。

2）これと同じ表現（of sin herre stirft）は、前出レーン法25・1（＝AV 1・57）、註・3の箇所にも見られるが、sin herre の語は、そこでは「下級主君」を指していたのに対して、ここでは「上級主君」を指している。そのことにもうかがわれるように、このレーン法25・5では、家臣と主君の関係一般（ないし、家臣と下級主君の関係だけ）でなく、（一段上の）下級主君と上級主君の関係も（むしろそれが中心的主題として）扱われている。さらに、レーン法25・1（＝AV 1・57）では、実質的には、「（下級）主君が息＝封（レーン）相続人なしに死亡した場合」だけが扱われているのに対して、このレーン法25・5では、後註・7で述べるように、「（上級）主君が息＝封（レーン）相続人を遺して死亡した場合」のことも併せて考えられている、と解される。

3）この箇所、原文は――前註・2に挙げた of sin herre stirft にひきつづき――oder he op let so gedan gut…となっているが、これと（基本的に）同じ表現：oder he sin gut op let は、前出レーン法25・1（＝AV 1・57）にも見られる。この点については、前註・2を、また、oplaten の語については、前出レーン法16（＝AV 1・42）、註・3を参照されたい。また、前出レーン法25・1（＝AV 1・57）では、この後さらに、oder it（＝sin gut）eme（＝sime herren）verdelet wert とつづくが、このレーン法25・5ではこれに対応する文が削除されている。

4）「家臣」が「下級主君から所領を受領すべき」ケースとして真先に考えられるのは、それまでの下級主君が死亡しその息が（新しい主君として）その後を襲った場合であるが、この条項では、後出（特に後註・6と7）の箇所から、下級主君はひきつづき生存していることが判る。（因みに、このケースは、このレーン法25・5で扱われているケースを、（レーン制のピラミッドの）一段下のレヴェルに置き直しただけのことになる）。そこで以下においては、（主に）下級主君の家臣が死亡してその「息」＝「封相続人（レーン）」がその後を襲う（いわゆる「相続」の）場合が想定されている、と解して邦訳を進めることにする。（なお、このほかに、家臣が下級主君に所領を返還し、あるいは、所領が家臣から下級主君のレーン法廷の判決をもって剥奪されて、下級主君にその「引き戻し」（＝再授封）を求めるケースも考えられるが、これらのケースは、「相続」の場合に準じて考えることができるので、以下の考察においては省略する）。

5）「家臣」が「下級主君から所領を受領すべき」年期は、一般には、「6週と1年」（ただし、「相続」の場合については、「1年と1日」または「6週と1年」――前出レーン法22・1＝AV1・45を参照）であるが、この箇所については、後出（後註・7）の箇所との関連で、「下級主君が（上級主君に対して）年期を懈怠していない」のに、「家臣が（下級主君に対して）年期を懈怠することがあ（りう）る」のか、あるとすれば、それはいかなる場合か、という難問が伏在している。この問題については、次註・6、および、特に後註・7を参照されたい。

6）この条項は、（前註・2と3の箇所に明記されているように）、上級主君が死亡した場合、および、上級主君が（下級主君に授封したいた）所領を（そのまた主君に）返還した場合のことを扱っている。そのいずれの場合についても、下級主君が（上級主君に対して）所領の授封更新を求めるべき「年期」が定められているから、その「年期」内は、下級主君がまだ所領を「もう一度受領していない」（＝所領の授封更新を受けていない）ことは当然あ（りう）る。しかし、この条項には前註・5で指摘した問題があるので、ここでは（その問題を次註・7で論ずるための準備作業として）下級主君の（上級主君に対する）「年期」（とその「始期」）を復習しておきたい。

① 上級主君が息＝封相続人（レーン）なしに死亡した場合は、所領は上級主君の（そのまた）主君の手に戻り、下級主君は上級主君の（そのまた）主君に対して授封更新を求めることになるが、そのための「年期」は、前出レーン法25・1＝AV1・57（註・12）、および、レーン法25・3（後段）＝AV1・61から、「6週と1年」であり、上級主君の死亡とともに始まる、と考えられる。② 上級主君が所領をその（また）主君に返還した場合も同様である。（ただし、この①と②については、前出レーン法25・2＝AV1・59によれば、上級主君の（そのまた）主君が上級主君に（自ら授封せず）新しい主君を指定しようとする場合、「1年と1日」または「1年と6週」以内にそうしなければならない、とされているので、下級主君が新しい主君から所領を受領するのは、彼の「年期」よりもさらに（最大）「1年と1日」ないし「6週と1年」遅れる可能性がある）。③ 上級主君が息＝封相続人（レーン）を遺して死亡した場合には、下級主君は――

①・②の場合とは異なり――当然新しい主君として上級主君の「息」に授封更新を求めることになり、その場合の「年期」は、前出レーン法22・1＝AV1・45によれば、「1年と1日」または「7週と1年」である。ただし、この場合、「息」は（その家臣である）下級主君に授封する前に（自分の主君である）「上級主君の（そのまま）主君」から所領を授封しなければならないので、下級主君は「息」の「年期」内は授封更新を求めてはならず、下級主君の「年期」は「息」がその主君（＝上級主君のそのまた主君）から所領を授封された時に始まる（この点については、前出レーン法25・3と25・4＝AV1・60～1・63を参照。つまり、この場合にも、下級主君がその主君（＝上級主君の息）から所領を受領するのは、彼の「年期」よりもさらに（最大）「1年と1日」または「7週と1年」遅れる可能性がある）。

7）ここでは、（前出・5と6の箇所をも含めて）、下級主君が（まだ）新しい上級主君に対して年期を懈怠しておらず、新しい主君から所領を受領して（も）いない間に、下級主君から所領を受領すべき家臣が彼に対して年期を懈怠する、ということがそもそもありうるのか、あるとすれば、それはいかなる場合かについて検討する。（以下においては、議論を簡単にするために、家臣が授封（更新）を求めるべき年期を、「レーン法」で「1年と1日（以内）」、AVで「7週と1年」とされている場合にも、「6週と1年」に統一して論を進める――この点については、前出レーン法13・1＝AV1・103、註・3、および、レーン法14・4、註・4を参照）。

①家臣の年期の方が（たとえば父が死亡して――前註・4を参照）先に始まり、その後、（家臣の年期内に）上級主君が（息＝封（レーン）相続人なしに）死亡しまたは（そのまた主君に）所領を返還して、下級主君の年期が始まった場合には、（下級主君がまだ所領を受領していなくても家臣の年期は進行する、と考える限り）、家臣が年期内に下級主君に所領の授封を求めなければ、「年期を懈怠する」（ないし、したことになる）のは明らかであろう（ただし、次註・8を参照）。②反対に、下級主君の年期の方が（上級主君が息＝封（レーン）相続人なしに死亡し、または、（そのまた主君に）所領を返還して）先に始まり、その後、下級主君の年期内に、家臣の年期が（たとえば父の死亡によって）始まった場合、一般には、（つまり、下級主君が新しい上級主君に授封更新を求めた時に直ちに授封されれば）、下級主君の年期内に家臣が（下級主君に対して）彼の年期を懈怠することはありえない。（ただし、前註・6、②の末尾で指摘した場合には、（家臣が彼の年期内に授封を求めなければ）、下級主君の年期がまだ終っておらず、所領を授封していない間に、家臣が彼の年期を懈怠することが生じうる）。③上級主君の方が（家臣の父よりも）先に死亡しても、その息＝封（レーン）相続人がある場合には、前註・6の③で述べたように、下級主君の年期はその息が（上級主君のそのまた主君から）所領を受領した時に始まり、（上述①の場合よりも）（最大）「6週と1年」遅れる可能性があるから、下級主君が（まだ）年期を懈怠しておらず所領を受領していない間に、家臣が（下級主君に対する）彼の年期を懈怠することはありうる。（前註・2で、このレーン法25・5ではこの場合のことも併せて考えられている、と述べたのはこ

のためである）。ひきつづき、次註・8を参照されたい。

8）この箇所、原文は went he ne mach de wile sime herren nicht vernen an deme gude mit der lenunge de he dut であるが、これは、（前出レーン法25・4＝AV 1・63、註・2の箇所の、「いかなる主君も、それが彼自身に封与される前に、所領を封与することをえない」という原則に従って）、「下級主君は、まだ所領を授封していない間は、それを自分の家臣に封与することによって、その所領について新しい上級主君の（特に、自らそれを授封する――すぐ後の①を参照）「権利」を奪う（ないし、侵す）ことはできない」という論旨に解するほかないと思われる。しかし、この一文については、幾つか検討を要する問題がある。

①上記・引用でアンダーラインを付した箇所の he を（直前の）「彼の主君」と解し、その件を「（新しい）上級主君の行う授封について」と解することも不可能ではない、と思われるが、そう解してみても、実質的には、結局は上掲・邦訳と同じ論旨になる。この条項（註・6の箇所）では、下級主君がその所領をやがて（彼の年期内に）新しい上級主君から受領することが前提されているので、「下級主君が彼の行う（又）授封によってその所領を彼の主君（＝新しい上級主君）から遠ざける」と言っても、「遠ざけられる」のは所領についての（実体的な）支配権であるとは考えられず、「新しい上級主君が行う授封（の権利）」ということになるからである。②もっと深刻なのは次のような疑問であろう。すなわち、もし下級主君が所領をまだ（改めて）受領していない間は、それを自分の家臣に授封することができないとすれば、前註・7の（①と③だけでなく、②の一般的ケースをも含めた）すべてのケースについて、家臣は（およそその年期中に授封を受けられないのだから）彼の年期を懈怠せざるをえないことになるのではないか、という疑問がそれである。しかし、こうした帰結は（前註・5の箇所の）「年期を懈怠することがあ（りう）る（mach）」という文言と矛盾するだけではない。前出レーン法22・5では、「家臣は（所領の授封を）希求（すること）によって彼の年期を延長（ないし、更新）する」、つまり、家臣は所領の授封を希求すれば（必ずしも直ちに所領を受領しなくても）年期を懈怠することにはならない、ということが明示的に述べられている。（因みに、前出レーン法25・4は、「ドイツ語第2版」における補足で、「主君が所領を受領する前にそれを封与した場合は、彼は彼等（＝家臣たち）（のため）にそれを固く守るべきである」と述べているが、これは、（ほんらい許されないはずの）所領の受領以前の授封を、（この場合には、年期の延長と言わんよりはむしろ）（自分が所領を受領した時に）授封（するという、そ）の「約定」と見なしてのことであろう）。③念のために指摘しておきたいことがもう一つある。前出レーン法7・3（＝AV 1・26）では、主君が家臣にある所領を（又）授封した場合、「そのことによって主君から上級主君に対してゲヴェーレが遠ざけられたことにはならない」、とされていた。そこで、（同条のこの件だけを読んで）、このレーン法25・5の場合にも、――②で上述したのとは逆に――たとえ下級主君が「その間に」家臣に所領を「授封」しても、下級主君は、

彼のもつ「ゲヴェーレ」の権利を行使しただけのことであり、それによって、その所領について彼の主君（＝新しい上級主君）のもつ権利を侵すことにならないのではないか、と速断してはならない。前出レーン法７・３で扱われているのは、（特に対応するAV１・26で、「彼（＝主君）に封与された所領」と明記されていることから明らかなように）、（下級）主君が所領をすでに上級主君から授封されている場合であり、また、そこで言及されている「ゲヴェーレ」は、（下級）主君が上級主君に対してもつ（言わば）「実体的」な「権利」であるのに対して、このレーン法25・５では、（①で上述したように）新しい上級主君がもつ（自ら）家臣に所領を「授封する」権利が問題になっているからである。（因みに、このレーン法25・５は、この点を考えると、むしろ同条ｂ－ｂの箇所の上掲・邦訳を支持する方向に働くであろう――同条への註・４を参照）。ひきつづき次註・９をも参照されたい。

9）この末尾の一文は、全体としては、下級主君が（自分は望まないのに）彼の（主宰する）レーン法廷の判決によって、彼がまだ（新しい）上級主君から受領していない間に、自分に授封を求めてきた（自分の）家臣に授封せざるをえない場合にかかわる、と解される。（ただし、その場合、彼のレーン法廷は（ほんらいは）「違法」な（＝法の定めに反した）判決を下したことにならないのか、という疑問が生ずるが、それについてはすぐに後述する）。主君が家臣に授封した所領について保障できない場合について、（主君が「自らの裁量にもとづいて」授封した所領を家臣に「補償」しなければならない、とする後出レーン法33・１＝AV１・86との対比において）、後出レーン法33・２（＝AV１・87）では、「主君がレーン法（廷の判決）をもって（mit lenrechte）彼が所領を封与することを強制され、それ（＝その授封）が適法に（mit rechte）破られた場合」は、主君は家臣に「補償」するに及ばない、とされている。これによって、（一般に）主君が（自らの意思に反して）彼のレーン法廷の判決によって家臣に授封を強制される場合がありうること、また、このレーン法廷の判決が「適法に」（少なくともこのレーン法25・５の場合には、まず間違いなく、新しい上級主君のレーン法廷の判決をもって）「破られる」ことがありうること（つまり、それはやはり「違法」な判決であったこと）、（さらに、レーン法25・５のこの箇所のmit rechteがレーン法33・２の――mit rechteではなく――mit lenrechteと同義であること）が判るであろう。

221

26・1　[a]子たちの年期（＝子たちが亡父のレーンの授封を主君に求めるべき年期）は、彼等の出生から（数えて）13年と６週[1]である。しかしながら、[b]その後（＝子たちが主君から授封された後）、誰かが彼等のレーン（の帰属）をめぐり彼等を訴えようとする場合、[b)・2)]　[c]彼等が成年に（to sinen dagen）、すなわち21

年（＝満21歳）に達していない間は、[c)・3)] 彼等は、[d)]彼等の主君の家臣（の中の）一人をレーン法廷において（to lenrechte）彼等を代表・擁護する（vorestan）[d)・4)] 後見人として受け取る（nemen）ことができる。[a)・5)] [e)]その者（＝後見人）に対して彼等は、指（の動作、具体的には一本の指を揚げること）と舌（＝言葉、決められた文言を述べること）によって（mit vingeren unde mit tungen）、[6)] 勝つも（ないし、勝訴しても）敗けるも（ないし、敗訴しても）（すべてを後見人に委ねるという）、保障（de were）[7)] を誓約しなければならない。[e)] [f)]子の成熟（jar）（ないし、年齢）[8)] を、人は、母が彼（＝子）を受胎（ないし、妊娠）した時からではなく、母が彼（＝子）を儲け、そして彼（＝子）が〔生きて〕この世に生まれた時から数えるべきである。[f)・9)]

AV 1・64 [a)]（男の）子たちの期限（puerorum terminum）（＝男の子たちが亡父のレーンの授封を主君に求めるべき期限）は、彼等の生年（が）、6週と13年（の時）[1)] である。しかしながら、（彼等は）、[b)]成熟期の間は（infra adolescentiam）（後出を参照）、（彼等がそれを）必要とする場合、[b)・2)] 後見人（tutor）をもつことができる。[a)・5)] **AV 1・65** [c)]成熟期（adolescentia）は、（彼等の生年）、12年（＝満12歳）に始まり、[1)] そして24年（＝満24歳）で終る。[c)・3)]

1）子が「成熟に達する」（to sinen jaren komen）のは、満12歳の時である。（このことは、AV 1・65には明記されているが、それに対応するc－cの箇所では省略されており、ザクセンシュピーゲルでは――「ラント法」をも含めて――具体的に述べられている箇所が見当たらない。しかし、それが当時の「常識」に属していたことは、『邦訳』、ラント法1・42・2、註・1で挙げた当時の「判告」にも明らかである）。したがって、「13年と6週」という期間は、（子が成熟に達するまでの）「12年」と（一般に息＝封相続人（レーン）が主君に授封を求めるべき年期）「6週と1年」が合算されたものと考えられ、（未成熟の間に授封されなかった）子の年期は成熟に達した時に始まり（その後）6週と1年で終る、と言い換えることも可能である。（なお、封相続人（レーン）が授封を求めるべき年期は、前出レーン法22・1では「1年と1日」、それに対応するAV 1・45では「7週と1年」になっているが、この「6週」ないし「7週」の差については、前出レーン法13・1＝AV 1・103、註・3、および、レーン法14・4、註・4を参照されたい）。

2）この箇所は、AVで「成熟期の間は、（彼等がそれを）必要とする場合」とあったものが、「レーン法」では、「その後、誰かが彼等のレーン（の帰属）をめぐり彼等を訴えようとする場合」と具体的な叙述に「改訂」されている。この点については、後註・4を参照されたい。また、その中の「その後」（dar na）は、「誰かが彼等の

レーンをめぐり彼等を訴えようと」しているのだから、(「彼等の出生から13年と6週後」ではなく)、「彼等が(成熟に達して)主君から授封された後」(成年に達していない間は――次註・3の箇所)という意味になるであろう。それとAVの「成熟期の間は」との異同については、次註・3を参照されたい。

3) このc－cの箇所について真先に注目されるのは、「成年」(sin dach)に達するのが、「レーン法」では「21年」(＝満21歳)とされているのに、AVでは「24年」(＝満24歳)とされている(ないし、いた)ことである。エックハルトが(その論文：Die Volljährigkeitsgrenze von 24 Jahrenで)明らかにしたように(前出「はじめに」、註・21を参照)、AVだけでなく、Görlitzer Rechtsbuch(の対応条項＝18 §4)でも、「成熟期(diu jugit)は「24年」(＝満24歳)で終る」とされている。このことは、言うまでもなく、Görlitzer Rechtsbuchが――「ザクセンシュピーゲル・レーン法」ではなく――AVを底本として用いた蓋然性の高いことを示すだけでなく、この「24年」から「21年」への「成年」の(実質的)改訂が、「ドイツ語版・ザクセンシュピーゲル」においてはじめて行われた可能性をも(強く)示唆している。また、この「レーン法」のc－cの箇所は、AV 1・65の記述を改訂して組みこんだものと思われるが、その際、「成塾期」の始期(＝12年ないし満12歳)は割愛されている。この「改訂」は、前註・2で述べたb－bにおいて、AVでは「成熟期の間は」とあった箇所が「その後」に改められていることと併せ考えると、次のような推定につながる。すなわち、AVでは、成熟期(＝満12歳から満24歳まで)の子は(それを必要とする場合)、(全般的に子の後見に当たる)後見人をもつことができると解することができるのに対して、「レーン法」では、子が(成熟＝満12歳に達して)主君から授封された後(前註・2を参照)、子が所領の帰属をめぐり訴えられた場合、レーン法廷において彼等を代表・擁護する後見人を(その都度)もつことができる、ということが明確になっている。この点については、ひきつづき次註・4を参照されたい。

4) このd－dの箇所も、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、そこで後見人の法廷における役割が強調されているだけでなく、後見人が「主君の家臣」と明記されていることが注目される。前註・3で述べたb－bの箇所と相俟って、この条項の「後見人」が(法定後見人ではなく)必要に応じてその都度与えられる後見人であることが(強く)示唆されているからである。因みに、法廷で(法定後見人が居合わせない場合に)(その都度)与えられる後見人については、たとえばラント法1・43(石川「平和と法」、註・139を参照)の例がある。また、このレーン法26・1で(vormunde) nemenの語が用いられていることも、このことと関係する可能性がある。(なお、石川「ヘールシルト制」(4)、879頁で、この条項に関連して、「成年(＝満21歳)に達しない子の後見人は、(多くは)主君自身、あるいは、(主君でない場合には)主君の家臣の一人とされている(つまり、主君の家臣であっても「法定後見人」であるとは限らない)」としたことは(特にアンダーラインの箇所が)不正確であ

り、補正（＝アンダーラインの箇所を削除すること）が必要である。アイケ以後のテキスト（Ordnnng II a）に属するものであるが、ラント法1・32・2に、「レーン法廷においては（to lenrechte）（『邦訳』はそのように改めたい）、たとえある子が成熟に達していても、彼の法定後見人は彼の所領について彼の利益のために彼を代表・擁護すべく、また、子の法（＝レーン法上の義務）に従って彼（＝子）の主君に対して勤務すべきである、彼（＝子）が、彼の暗愚、または彼の幼稚、または彼の身体の非力のゆえに、自ら事を処理しえない間は」、とあることも参照されたい）。

5）この件、「レーン法」とAVの相違については、前註・4を、またAVのtutorの語については、後出AV1・69・a（＝レーン法26・3）を参照されたい。

6）Hi., S. 131, Anm. 3を参照。

7）この箇所のde wereの語が（訴訟上の）「保障」（＝Gewähr）を意味することは――文脈上――疑う余地がない（vgl. Hi., S. 131＝gewähr ; Sch., S. 275＝Gewährschaft）。ところが、ラント法3・83・3（「ドイツ語第2版」）のmen scal eme（＝deme gewere）dat gut laten in sine gewere to behaldene unde to verlesene の箇所のgewereの語は、その直前に、「アイゲンまたは動産を（法廷譲渡によらずに）売却する者は、彼が生きている間、それについて保障人（ないし、追奪担保人）（gewere）であるべきである」、と明記されているにもかかわらず、一般にはBesitzと解されている（Sch., S. 230（ただし、「ラント法」はR. SCHMIDT-WIEGANT訳）；K. A. ECKHARDT, Sachsenspiegel. Landrecht in hochdeutscher Übersetzung, 1967, S. 131）。なお、『邦訳』、345頁および註・2は、ヒルシュの見解――Man soll ihm das gut belassen in seiner gewere für behalt oder verlust（Hi., S. 294）――に従ったものであるが、彼の見解は（特にa. a. O., Anm. 4の「たとえば所有者が売却し、なおLehnsmannとしてゲヴェーレの中にとどまる」という記述にうかがわれるように、ラント法1・34・2のケースを念頭に置いたものであり、したがってgewereの語を「占有」の意味に解している可能性が大きいが、少なくとも）今ひとつはっきりしない、と言わざるをえない。

8）jarの語にはもちろん「生年」（＝「年齢」）の意味もあるが、ここでは特に「成熟」（＝満12歳）が問題になっているので（前註・1と2を参照）、上掲のように訳しておいた。

9）前出レーン法20・1（＝AV1・44）、および、ラント法1・33を参照。

222

26・2 a)〈または〉誰であれ、子の（＝子に授封された）レーンを彼（＝子）の成熟以前に（binnen sinen jaren）（ないし、子が未成熟＝満12歳未満の間に）、1)（主君から自分に授封されたレーンであると）主張する（anspraken）者があり、人（＝

子、あるいは、そのレーン法廷）がそれ（＝その所領）を彼（＝その者）に（＝それが彼のレーンであることを）承認しない（＝否認する）場合は、そのことを主君が子に代って子の家臣たちとともに（＝主君が子に代り子のレーン法廷を主宰しそこで）決定すべきであり、あるいは、（次の場合には）、子の（法定）後見人が（後代の補正によれば、子の後見人〈とともに〉）[2]（決定すべきである）、（すなわち）子にあるいは彼（＝子の（法定）後見人）自身にアンゲフェレ（angevelle）（＝所領収益取得権）[3]が封与されている場合には。[4] 主君は、彼がアンゲフェレ（＝所領収益取得権）[3]を封与せずに（自分で）もっている限り、子が彼から受領している所領について常に子の後見人であって、[5]・a) b)子が成熟（＝満12歳）に達する（to sinen jaren komen）までその所領の収益（gelt）[6]を取得すべきである。[b]・[7] c)彼の成熟以前には、[8] 子が d)レーン法廷において（to lenrechte）[d]・[9] 年期を懈怠する（そして、それによって彼の所領を失う）ことはできない（ないし、許されない）。[c]・[10]

AV 1・67[11] b)（男の）子たちのレーン（から）の収益（puerorum beneficiales reditus）[6]は、彼等が12年（＝満12歳）に達するまでの間、主君が取得することになる。[b]・[7]　AV 1・68[10] c)幼少期の間は（infra puerilem terminum）[8]（男の）子たちは誰に対しても（授封を求めるべき期限を）懈怠する（そして、それによって彼等の所領を失う）ことは（決して）ない。[c]

1）a－aの箇所は、AVに対応箇所がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、このbinnen sinen jarenの語によって、――前出レーン法26・1において、主に子が成熟（＝満12歳）に達した後の「後見人」について（AVにかなりの分量の「補正」を加えて）論じたのとは異なり――、この条項においては（子の）「成熟以前」のことが扱われている、ということが明確になっている（後註・2と8を参照）。また、（封相続人である）子が成熟以前に所領を授封されることがあ（りう）るということについては、後註・5、および、後出レーン法26・5（＝AV 1・69・b、AV 1・70、1・71・a）を参照されたい。

2）この箇所、原文では〈mit〉des kindes vormundenと（アイケ以後）mitの語が補われている。この補足は、「ドイツ語第1版」のmit des kindes mannen のmitがdes kindes vormundenまでかかり、（したがって）、「（アンゲフェレが子または後見人に封与されている場合には）子の後見人とともに決定する」という理解にもとづいて行われたものである。しかし、私見によれば、この（アイケ以後の）補筆者の理解は

正しくない。このレーン法26・2の冒頭では、(未成熟の子が主君から授封された場合――後出レーン法26・5、26・6を参照――を想定し)、子が未成熟の間に子の家臣が子の(＝子に授封された)所領(の一部)を(それが――主君から――自分に授封された)自分のレーンであると主張するケースを扱っており、それが子のレーン法廷で争われている(因みに、「子の家臣たちとともに」の語は、「子のレーン法廷で」と同義である)。さらに、この条項は、後続(註・4と5)の箇所で、子のレーン法廷を子に代って「主君」が主宰する場合と「後見人」が主宰する場合とに分け、それを「アンゲフェレ」(次註・3を参照)を誰がもっているか(あるいは、レーン法上の「後見人」は誰か)という観点から説明しているが、(アイケ以後の)「補足」のように、「そのことを主君が子に代って……子の後見人とともに決定する」と解したのでは、(「主君が子の後見人とともに決定する」というのは具体的にどういうことか、また、それはいかなる法的根拠にもとづくのか、不明なだけでなく)、「アンゲフェレ」の帰属とレーン法上の「後見人」の関係についての(「ドイツ語第1版」でわざわざ「補足」された)説明とのつながりもはっきりしなくなるであろう。なお、以上の考察に明らかなように、この条項の「子の後見人」は、前出レーン法26・1の「後見人」(同条への註・4を参照)とは異なり、次のレーン法26・3(註・2の箇所)に出てくるsin rechte vormunde(＝法定後見人)であることに注意されたい。

3) angevelle(またはanevelle)の語は、後出b－bの箇所から明らかなように、子が未成熟(＝満12歳未満)の間、(彼が亡父から相続した)レーンの収益を取得する権利を指す。なお、「収益」の語については、後註・6を参照。

4) この一文によって、未成熟の子あるいはその「後見人」(自身)にアンゲフェレが封与される場合があることが判る。すぐに後続する箇所からも明らかなように、アンゲフェレが封与されていない場合は、主君が常に(レーン法上の)「後見人」であるから、この(アンゲフェレを封与される)「後見人」は、(前述レーン法26・1、成熟に達した子に法廷でその都度与えられる「後見人」ではなく)、次のレーン法26・3(註・2の箇所)に出てくるsin rechte vormunde(対応するAV1・69・aではmundibardius)(＝法定後見人)であり、この「法定後見人」が(子あるいは後見人自身にアンゲフェレが封与された場合は)同時に未成熟の子のレーン法上の「後見人」でもある、と解される。(この点については、次のレーン法26・3＝AV1・69・a、註・2をも参照)。

5) この(「主君は…」に始まる)件も、「レーン法」における補足に属する(と目される)ものであり(前註・1を参照)、それによって次のことが判る。すなわち、未成熟の子が主君から所領を授封されても、アンゲフェレの権利は主君に属し、主君がそれを(子やその後見人に封与せずに)自らもっている場合があること、また、そうした場合、主君は常に未成熟の子の(レーン法上の)「後見人」であること、以上がそれである。なお、後註・7をも参照されたい。

6) gelt(＝red(d)itus)の語は、前出レーン法14・1(＝AV1・39、1・40)、註・4と

5で詳論しておいたように、(主に)小作人に貸し出された所領からの収益、具体的にはtins(=賃料、小作料)を意味する。そのことは、この条項については、(前出レーン法14・1、註・4でも触れたように)、次のレーン法26・3ではgeltの語がAV(1・69・a)のcensusの語に対応している、ということによっても確かめることができる。

7) b－bの箇所だけをくらべると、「レーン法」とAVは、「子が満12歳に達するまでの間、主君は子の所領(から)の収益を取得する」、という同旨のことを述べている。しかし、「レーン法」では、その前にa－a(特に「主君は……」以下)の「補足」が施された結果、前から通して読むと、その論旨は次の2点でAVと異なったものになっている。①「主君がアンゲフェレを封与せずにもっている限り」という限定が付け加えられていること。(なお、AVにはangevelle(またはanevelle)に相当するラテン語の術語は見当たらず――後出AV 1・72・a(=レーン法26・6)を参照――、また、angevelleに関する記述も(まだ)きわめて少なく、「レーン法」におけるアンゲフェレに関する記述は、大部分、AVに対応箇所のない、つまり「レーン法」で新たに補足された(と目される)ものであることに注意されたい)。②(以上の限定を付した上で、つまり、主君が子またはその後見人にアンゲフェレを封与した場合を除き――前註・4を参照)、「主君は子が彼から受領している所領について常に子の後見人である」ことが明記され、子が未成熟の間主君のもつアンゲフェレの権利は、彼のレーン法上の後見人としての地位にもとづくものであることが判る。(これに対して、AVでは主君の後見人としての地位については明示的に述べられておらず、したがって、主君が子の所領(から)の収益を取得するのはいかなる法的根拠にもとづくのか、必ずしも判然としない)。

8) ここでは、AVのinfra puerilem terminumの語に「レーン法」のbinnen sinen jarenの語が対応しており、両者が実質的に同旨であることは言うまでもない。このことからも、AVではpuer(i)の語が「成熟期以前(=満12際未満)の(男の)子」を指して用いられていることがうかがわれる。「レーン法」のkint (kinder)の語にも、同じ傾向が認められるが、たとえば前出レーン法25・3(前段)のdat kintは、対応するAV 1・60ではfilium dominiになっており、kint (kinder)の語が常に「未成熟の子」を指しているとは限らない。

9) この(d－dの箇所の)to lenrechteの語も、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。この箇所のto lenrechteは(文脈から)「レーン法上」と読んで読めないこともないであろう。しかし、直前のレーン法26・1(の特に「レーン法」で「補足」された箇所――同条への註・4を参照)、および、直後のレーン法26・3は、いずれも子が「レーン法廷」において授封を求める手続を扱っているので、それとの関連から、c－cの箇所は、「たとえ子が成熟に達する以前にレーン法廷で授封を求めるべき年期を懈怠したとして主君から問責されることがあっても、子が(レーン法廷の判決をもって)亡父の所領を失うことがあってはならない」、という趣

旨のことを述べたものと解して、上掲のように邦訳した。(なお、この解釈は、石川「ラント法とレーン法」、1636頁、註・48でもすでに述べておいたものだが、同註では「レーン法26・2」とあるべきところが、誤って「26・7」となっている。この機会に訂正しておきたい)。

10) 前註・9を参照。

11) 「アウクトル・ヴェートゥス」では、前出(レーン法26・1に対応する)AV 1・64と1・65の後には、もちろんAV 1・66がつづいているが、「レーン法」ではこれ(=AV 1・66)に対応する(とされている)条項は後出レーン法26・4であり、AV 1・67、1・68に対応するこのレーン法26・2、および、AV 1・69に対応する次のレーン法26・3の後に移されている。この位置の移動(の理由)については、後出レーン法26・4(=AV 1・66)で考察する。

26・3 a)主君が子が成熟(=満12歳)に(to sinen jaren)達している[1]ことを信じようとしない場合は、そのことをb)子または彼の法定後見人(sin rechte vormunde)、あるいは、主君の家臣一人がb)[2]聖遺物にかけて宣誓(することによって保障)(geweren)しなければならず(ないし、宣誓・保障しなければならないが)、主君はそれ以降、子の所領からくもはや〉いかなる収益(gelt)[3]をも取得することをえない。[4]a)

AV 1・69・a[5] a)もし主君が(男の)子(puer)が12年(=満12歳)である(ないし、になっている)[1]ことを信じようとしないならば、そのことをその者(=子)の(illius) b)後見人(mundibardius)がb)[2]宣誓をもって保障する(iuramento affirmare)ことになる。それ以後、主君が子の(=子に支払われるべき)賃料(ないし、小作料)(census)[3]を受け取ることは許されない。[4]a)

1) この箇所では、「レーン法」の「成熟」の語が「満12歳」を意味することは、対応するAVの記述から確認できる(前出レーン法26・1=AV 1・64、註・1を参照)。また、この箇所(および、この条項全体)においては、kintの語AVのpuerに対応しているが、それについては、前出レーン法26・2=AV 1・67、註・8を参照されたい。(なお、このレーン法26・3=AV 1・69・aにおいては、主君はそれを信じようとしないが、子はすでに成熟=満12歳に達していることが前提されている——この点については、次註・2を参照——ことに注意されたい)。

2) このb－bの箇所、AVでは単にillius mundibardiusとあったものが、「レーン法」でsin rechte vormundeと訳され、さらに、その前にdat kint (oder)の語、その後

に (oder) en des herren man の語が「補足」された (と目される) ものである。

このうち、まず illius mundibardius = sin rechte vormunde について ——。「ラント法」(1・23・1) によれば、子が成熟に達するまでの間、彼の最年長 (同等出生身分) の「剣親」(swertmach) (=父系の男性親) が後見人になる。これが recht(e) vormunde =「法定後見人」であり、後出レーン法26・5 (=AV 1・69・6、1・70、1・71・a) によると、成熟に達していない子を「後見人」が主君の許へ連れていき、子に授封することを主君に求めているが、この「後見人」も当然「法定後見人」である。また、前出レーン法26・2によると、アンゲフェレ (=子が未成熟の間の所領収益取得権) が (この)「(法定) 後見人」に封与されることもあるが、この場合、(主君は子のレーン法上の「後見人」ではないから)、「(法定) 後見人」がレーン法上も子の後見人になる、と考えられる。(なお、「法定後見人」の地位・役割は —— 原則として —— 子が成熟に達すると終る。この点については、前出レーン法26・1 (=AV 1・64、1・65)、註・4の末尾に引用したラント法1・32・2を参照されたい)。

次に、以上のことを前提にして、このレーン法26・3 (=AV 1・69・a) が具体的にいかなるケースにかかわるのか、を考えてみよう。なぜ主君は子が成熟に達していることを認めないのか、あるいは、そもそも子が成熟に達しているか否かがなぜ主君と子 (または、その法定後見人) の間で問題になるのか。それまで (=子が未成熟の間) 主君がアンゲフェレ (=所領収益取得権) を子またはその (法定) 後見人に封与せず自分でもっていたからであり、この条項の末尾で、「主君はそれ以降、子の所領からいかなる収益をも取得することをえない」旨 (わざわざ) 強調されていることによっても、そのことが裏づけられる。したがって、この条項で想定されているのは次のようなケースである、と見当がつく。子が未成熟の間、主君は子に (子の亡父のものであった) 所領そのものをまだ授封していなかったか、あるいは、(所領そのものは授封していても) アンゲフェレ (=所領収益取得権) は (子、または、その法定後見人に) 封与せずに自分でもっていた。やがて子が成熟に達する。そこで、「法定後見人」が子を連れて主君の許へ赴き、子が成熟に達した旨を告げ、所領の授封、あるいは、アンゲフェレの返還を求める。それに対して、主君が子はまだ成熟に達していないのではないかと疑い、その求めに応じようとしない。—— 以上のようなケースがそれである。

この場合、主君に対抗して、子がすでに成熟に達していることを宣誓 (によって保障) するのは、AV (1・69・a) では、illius mundibardius だけである。この語が「子の法定後見人」を指すことは明らかであるが、ここで「法定後見人」だけに言及されていることは、(下手をすると) 主君の主張 (=子が未成熟であること) を前提していることになりかねない。(なお、この mundibardius の語の綴り方について一言しておきたい。ここで mundibardius の語が用いられたのは、—— Text I, S. 135 の Glossar が示唆しているのとは異なり ——、それが (ラント法上の)「法定後見人」を指すからではなく、前行末の illius と無理に韻を踏もうとしたからであろう。そのことは、ほんらい

mundiburdus (vgl. J. F. NIERMEYER, Mediae latinititis lexicon minus, S. 709, Art. mundiburdus)、せめて mundibardus となるべきところが mundibardium になつていること、また、AV のこれ以外の箇所では「後見人」を指す語は――「法定後見人」を含めて――すべて tutor になっていること、によって確かめることができる)。

これに対して、「レーン法」(26・3)では、子が成熟に達していることを宣誓(によって保障)する者として、さらに「子」と「主君の家臣一人」が補足されている。これは、子は(少なくとも彼の見解・主張に従えば)すでに成熟に達していることを前提にしたものであり、こうした前提に立てば、「子」はすでに(原則として)(後見人なしに)レーン法上も「行為能力」をもつことになるし、また、成熟に達した子は(必要な場合、レーン法廷で)「主君の家臣一人」を「後見人」として与えられる、という前出レーン法26・1への補足と(も)平仄を合わせたものと解することができる(この点については、前出レーン法26・1、=AV 1・64、註・4を参照)。

3) この gelt=census の語については、前出レーン法26・2(=AV 1・67)を参照されたい。

4) 子の所領(から)の収益を取得する権利(=angevelle)は、前出レーン法26・2、b－bの箇所に明示的に述べられているように、(もともと)子が成熟に達するまでの間しか問題にならない。なお、この箇所の記述は、それまでの間、主君がアンゲフェレの権利を(子やその法定後見人に封与せずに)自らもち行使していたことを前提している、ということについては、前註・2を参照されたい。

5)「アウクトル・ヴェートゥス」におけるこの条項の位置については、とりあえず前出 AV 1・67(=レーン法26・2)、註・11を参照されたい。

223

26・4[1] [a]自分が成熟以前(ないし、未成熟=満12歳未満)(binnen sinen jaren)[2] の者は、なんぴとも [b]レーン法廷において(to lenrechte)[b)・3] 他の者の(ために)証人(getuch)[4] になることをえない。[a)・5]

AV **1・66**[1] [a]成熟期(adolescentia)(=満12歳から満24歳までの期間)を越えていない(non transcendit)[2] 者は、他の者の後見人(tutor)[4] になることをえない。[a)・5]

1) このレーン法26・4に対応する(とされている)AV 1・66は、前出レーン法26・2に対応する AV 1・67の前に位置している(ないし、いた)ものである。しかし、実は、「レーン法」では、AV 1・66が AV 1・67と 1・68の後へ廻されている、と

いうだけでなく、AV 1・66には、主題が tutor（後見人）から getuch（証人）に変るという、看過することのできない「変更」が加えられていて、（後註・4の箇所）、そもそもそれをレーン法26・4の対応条項と見なしうるか否かさえ疑問なのである。あらかじめ指摘しておくと、AV 1・66が1・67と1・68の後に移された理由も、この「変更」と深くかかわっている（後註・5を参照）。

2）「レーン法」の binnen sinen jaren という表現は、前出レーン法26・2（註・1と8の箇所）だけでなく、「ラント法」でも（「ドイツ語第1版」に限っても）1・20・1、1・23・1、1・25・2、2・65・1などに用例があり、それが「成熟以前（ないし、未成熟＝満12歳未満の間）」を意味することには疑問の余地がない。これに対して、AV の対応箇所は adolescentiam non transcendit と言う。adolescentia（＝「成熟期」）は、AV では直前に位置する前出1・65（＝レーン法26・1）（c－c の箇所）によれば、（満）12歳で始まり24歳で終る。もし AV が（成年に達する満21歳と24歳の差――同条への註・3を参照――を別にして）「レーン法」の対応箇所と同じことを言おうとしたのであれば、（たとえば、ad adolescentiam non venit、または、――AV では後出の――前出1・68（＝レーン法26・2）、註・8の箇所に出てくる表現を用いて、infra puerilem terminum est などの）別な言い方をしたはずであり、この adolescentiam non transcendit の語を「成熟期（の始期）を越えていない」と解することはできない、と思われる。つまり、この箇所、「レーン法」では「満12歳未満」と言っているのに対して、AV では「満24歳未満」と言っており、両者の言おうとする内容は実質的に異なる、と解さざるをえないのである。この相違は、前註・1で指摘した両条項における主題の「変更」にもかかわるが、この点については、後註・4と5を参照されたい。

3）この（b－b の箇所の）to lenrechte の語は、AV に対応箇所がなく、「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、それについては、前出レーン法26・2（＝AV 1・67、1・68）、註・9を参照されたい。

4）前註・1で指摘しておいたように、この箇所、AV の tutor の語が「レーン法」では getuch に「変更」されており、両条項が異なったテーマを扱っていることが判る。その「変更」の理由については、ひきつづき次註・5で述べる。

5）前註・4で改めて指摘したように、AV 1・66とレーン法26・4の間には、（両書における位置が移動しただけでなく）、扱われている主題が tutor から getuch へ、また、それになることのできない期間が（前註・2で述べたように）満24歳未満から満12歳未満へと「変更」されている。なぜこのような（「移動」や）「変更」が行われたのか。

まず、AV における叙述の流れを1・64（＝レーン法26・1）から振り返ってみよう。AV 1・64では、まず子の（亡父の所領の授封を主君に求める）期限（＝成熟に達してから6週と1年）について述べた後、子は（成熟に達した後も）成熟期の間は必要な場合「後見人」をもつことができる、と言う。次いで AV 1・65で、子の

成熟期が満21歳から24歳までであることを明らかにした上で、このAV1・66では、成熟期を越えない者は他の者の「後見人」になりえない、と述べる。さらに、（以下、「レーン法」ではAV1・66よりも前に繰り上げられた諸条項に移って）、AV1・67で、（文言上、何の限定ないし例外もなく）主君は子が成熟に達するまで子の所領からの収益を取得する、とした上で、次の1・68では、子は「幼少期の間」（＝成熟に達するまで）（授封を求めるべき）期限を懈怠しそれによって所領を失うことはない、として（先にAV1・64で述べたことは、主君による所領収益の取得によっても変らない旨、念を押したとも受け取れる形になって）いる。そして、AV1・69・aは、主君による所領収益の取得（＝「アンゲフェレ」）の権利に関連して、子が成熟に達したことを主君が信じない場合、子の「後見人」が宣誓をもってそのことを保障することによって、主君の（「アンゲフェレ」の）権利を破ることができる、という趣旨のことが述べられている。――以上のように見てくると、AV1・64～1・69・aの記述は、（基本的には）成熟に達する以前の（そして、それとの関連で、例外的に成熟に達した後の）子の法的地位ないし権利について論じていることは、改めて指摘するまでもないであろう。そこでは、子の「後見人」には言及されてはいるが（このAV1・66はそれとの関連で、子（自身）が「後見人」になりえない期間について開説したものである）、「証人」のことはまったく問題になっていないことが注目される。

次に、「レーン法」におけるこの間の論旨の流れを、そこで「改訂」・「補足」された点に重点を置いて辿ってみると――。まず、（AV1・64と1・65に対応する）レーン法25・1では、子が（成熟期を越えて）「成年」に達する時期について、満24歳から満21歳に「変更」された（同条への註・3を参照）ほか、成熟期（＝満12歳）に達した子が「後見人」をもちうる場合について、（AVでは単に「（彼等がそれを）必要とする場合」とあったものが）、「その後、誰かが彼等のレーンをめぐり彼らを訴えようとする場合」と具体的な記述に改められて（同条への註・2を参照）、この「後見人」の法廷における役割が強調され、また、この「後見人」を法廷で「（主君の）家臣（たち）」の中から選びうることが示唆されている（同条への註・4を参照）。この後「レーン法」は、AV1・66を後廻しに（ないし、割愛）して、AV1・67以下に対応した記述を進めるが、まず（未成熟の子の所領からの収益を取得する主君の権利を扱ったAV1・67、および、子は成熟期に達するまでの間は年期を懈怠することはないとするAV1・68に対応する）レーン法26・2は、その冒頭に子に授封された所領（の一部）を自分のレーンであると主張する者（＝家臣）があった場合のことを補足して、子（あるいは、そのレーン法廷）がこの訴えを却けようとするのであれば、主君あるいは子の「（法定）後見人」が子に代って（子の）レーン法廷を主宰すべきであると説き、その上で、「後見人」が子に代るのは、子あるいは彼自身にアンゲフェレが封与されている場合であり、主君はアンゲフェレを封与せずに自分でもっている時は常に子の「後見人」である、として、アンゲフェレの帰属と

レーン法上の後見人（の地位ないし役割）との関係を明らかにしている。さらに、（AV 1・69・aに対応する）レーン法26・3では、子が成熟に達したことを主君が信じない場合、家臣側の対抗手段として、「子（自身）または彼の法定後見人、あるいは、主君の家臣一人」が「聖遺物にかけて」宣誓す（れば足り）る、という証明手続を補足している。この場合、「子、彼の法定後見人、主君の家臣」は、主君のレーン法廷において（「聖遺物にかけて」宣誓するのだから）、「証人」として（子の成熟を）証言していることを見落としてはならない。「証人」の語こそ用いられていないものの、ここに（実質的に）証人が登場してくることが、言うまでもなく、このレーン法26・4で「証人」の資格を論ずるため伏線ないし契機になっているからである。

しかし、もっと重要なのは次のような問題であろう。すなわち、「レーン法」では、この間、（レーン法上の）「後見人」について（AVよりも）より詳しく論じているにもかかわらず、なぜその要件を論じたAV 1・66に対応する記述を（実質的には）削除したのか、という疑問がそれである。この疑問については、「ラント法」を参照することによって明確に答えることができる。ラント法1・42・2は、（直前の1・42・1で、「男（de man ―― その前の1・41でmaget oder wedewe の後見人が扱われているのを参照）は、彼の成年（dach＝満21歳）以前および彼の成年（＝満60歳を越えて）以後、必要な場合、「後見人」をもつことができる」、と説かれたのを承けて）、「子が彼の成熟（＝満12歳）に達していればいつでも、彼は彼の妻の後見人になることができ、さらに彼が望むならば、誰の（後見人）にでも（なる）べきである。しかも決闘のためにさえも、たとえ彼が彼の成年（＝満21歳）以前（binnen sinen dagen）であっても。けだし、彼が自ら自分自身を代表・擁護（verstan）しうるように、彼は彼の被後見人を代表・擁護することができるからである」と、きわめて明確に、成熟期（＝満12歳から満21歳まで）の子が誰の後見人にでもなることができる、としている。これは、（「夫は（常に）妻の後見人である」とするラント法1・45・1にうかがわれるように、「ラント法」で（男）子の「法」（recht）（特に、夫の婚姻法上の地位）を深く省察した結果である、と思われるが、その点はいずれにもせよ）、AV 1・66の「成熟期（＝満24歳）を越えなければ後見人にはなりえない」という見解を明確に「変更」したものであり、したがって（「レーン法・ドイツ語第1版」が「ラント法」、少なくともその「ラテン語版・原本」の成立後に「改訂」・「補足」された、という前提に立つ限り）、AV 1・66に（実質的に）対応する条項は、「レーン法」（「ドイツ語第1版」）では削除するほかなかった、と推定することができる。

26・5 a)子がどんなに幼くても、a) b)彼の父の死後、c)彼の後見人l) が彼を主君の許へ連れていき、そして法（の定め）に従い（na rechte）主君に対して彼のレーン（の授封）を希求するならば、c) 主君は彼（＝子）に彼の所領を封与す

べきである。[b)・2)] [d)]しかしながら、子が一人以上ある場合、人（＝授封を求める子、および、子（たち）の後見人）は主君に、彼等（＝（特に他の）子たち）はこのレーン（の授封）をめぐり（将来とも）主君を訴えることはない、という（ことについて）、保証人を立てる（borgen setten）べきである。[a)・3)・4)]

AV 1・69・b [a)]（息が）どんなに幼くても、[a)] **AV 1・70**（承前）[b)]息が父の死後、[c)]授封の（ないし、授封を受ける）ために主君の前に連れられていくならば、[c)]（息は）主君から授封されるべきである、[b)・2)] **AV 1・71・a**（承前）[c)]その者（＝子）の後見人（tutor）[1)]が彼（＝子）に代って（pro eo）（ないし、彼＝子のために）、レーン法（の定め）に従い（secundum beneficiale ius）、レーン（の授封）を主君に請うならば、[c)] [d)]また、息（たち）がもっと多い（＝複数ある）場合は、（彼等＝子たちが）彼（＝授封を求める子）だけを除き、このレーンのために（＝その授封を求める）レーン法（上の裁判）によって（iure beneficiali）主君を責める（ないし、煩わす）ことはない、という（ことについて）保証人（fideiussor）を立てるならば。[d)・3)・4)]

1）この条項は、当然、子（＝息）が未成熟の場合を含む（次のレーン法26・6＝AV 1・71・bを参照）から、この「後見人」は「法定後見人」である、と解される（前出レーン法26・3＝AV 1・69・a、註・2を参照）。

2）「レーン法」とAVでは、b－bの箇所は同じであるが、「レーン法」のc－cの箇所は、AV 1・70と1・71・aのc－cの箇所を一つにまとめた形になっている。

3）「ラント法」によれば、「相続」において第1順位にあるのは、（同等出生身分の）「子」であるが（1・3・3を参照）、「子」の中でも、「息」がある場合には「息」が優先し（＝「娘」は「息」がない場合に限って「相続人」となる）、（同順位の）「相続人」が複数ある場合は、遺産は彼等の間で均等に分割される（1・3・3と1・17・1を参照）。これに対して、レーン（法上）の「相続」は、（一人の）「息」による単独相続を原則としている。したがって、複数の「息」がある場合には、ラント法上の「相続権」とレーン法上のそれとが一致しない、という問題が生ずる。この問題について、（アイケ以後の補遺にかかる条項ではあるが）ラント法【1・14・1】は、「たとえ主君が一人以上の息に（亡）父のレーンを封与しないということは、レーン法（上の準則）であるとしても、彼（＝一人の息）がそれ（＝亡父のレーン）を単独で受領（ないし、取得・保持）するということは、ラント法ではない（＝ラント法上の準則に合致しない）、彼（＝一人の息）が彼の兄弟たちに、その（＝亡父の）レーン

について（ラント法上の準則に従い）彼等に帰属すべき分に応じて、それ（＝亡父のレーン）を補償するのでない限り」、という。（この条項は、アイケ以後の補足であるから、こうしたラント法優位の考え方は、13世紀後半になってからさらに強くなった可能性が大きいが、その点は別にしても）、後出レーン法32・1（＝AV1・83、1・84・b）の（兄弟たちに対する）「共同授封」（前出レーン法7・9，8・1，8・2をも参照）も、こうした（ラント法的な）「均分相続」の考え方にもとづくもの、と推量される。以上のことを考えると、このd－dの件も、主君が一人の子だけに授封した場合、後に他の兄弟たちが主君に「共同授封」を求めて争う可能性のあることを前提して、あらかじめそれに備えたものであることが判るであろう。

4）こ（れら）の条項によって、未成熟（＝満12歳未満）の子でも主君から（亡父の）レーンを授封されることがある、ということは明らかであるが、その場合でも、子自身または子の法定相続人にアンゲフェレ（＝所領収益取得権）が封与されない限り、（子が成熟に達するまでの間は）アンゲフェレは主君に帰属することに注意されたい。この点については、前出26・2からもうかがわれるが（同条への註・4、5、7を参照）、後続のレーン法26・6以下（26・8まで）の諸条項からも明らかである。

26・6　a)いつであれ子が彼の成熟以前に（ないし、未成熟＝満12歳未満の間に）(binnen sinen jaren)[1] 授封される（ないし、された）時は、直ちに（子の）家臣たちがその子から彼等の所領を受領すべき（＝彼等の所領の授封更新を受けるべき）年期が始まるが、これらの者（＝子の家臣）たちは、それ（＝彼等に授封されるべき所領）をもとに、上級主君（deme overen herren）に（対して）[2]（軍事的に）勤務（denen）（ないし、軍役に従事）す[3] べきである、a)　b)もし、彼等（＝家臣たち）に対して（軍事的）勤務（denest）（ないし、軍役）[3] が、法がそうであるように（alse recht is）（＝法の定め（る手続）に従って）、[4] その子から、または、その子の後見人[5] から命令される（ないし、された）ならば、（ただし）主君がアーネフェレ（anevelle）（＝アンゲフェレ、所領収益取得権）[6] を授封することなく（自分で）もっている（ないし、いた）場合には。[b)・7]

AV1・71・b　a)たとえ（男の）子（puer）が幼少期（＝満12歳未満）の間に（infra puerilem aetatem）[1] 授封され、直ちにレーンを受領した場合であっても、彼（＝その子）の家臣たちが彼等のレーンを子からその間に受領すべき年期（anniversarius）は（その時、直ちに）始まる。しかし、（彼等＝家臣たちは）上級主君に（対して）（superiori domino）[2] に（対して）勤務（servire）[3] すべき

である、　AV 1・72・a（承前）[b]上級主君（dominus superior）[2]が、（子の）レーンについてアーネフェレ（anevelle）（＝所領収益取得権）と言われる（次のような権利、すなわち）、[6]子の後見人（tutor）[5]または子（自身）のほかはなんぴとも（子の）レーンについてもつ（ないし、受領する）ことをえない（habebit）彼（＝主君）の権利（ius suum）[7]を、子に封与していなかったのであれば。[b)・8)]

1）「レーン法」の binnen sinen jaren の語については、前出レーン法26・4（＝AV 1・66）、註・2を、また、AV の infra puerilem aetatem に関しては、併せて前出 AV 1・68（＝レーン法26・2）、註・8で（AV における puer の語について）述べたことを参照。

2）de overe herre ＝ superior dominus の語については、前出レーン法25・1＝AV 1・57、註・6で（de overe herre の語と superior dominus の対応関係について）述べたことを参照。

3）この場合、denest の語は「軍事的勤務」＝「軍役（奉仕）」、denen ＝ servire の語は「軍事的に勤務する、軍役に従事する」を意味し、それ以外の（特に参廷）義務を含まない、と思われる。理由は大別して三つある。①次註・4で述べるように、この「勤務」は、前出レーン法4・1＝AV 1・9の des rikes denest ＝ regis iustum servitium が家臣に命じられるのと同じ手続で命じられる、と考えられること（なお、des rikes denest の語については、同上への註・1でも挙げた、石川「レーン法と国制」（1）、442～443頁を参照）。②前出レーン法26・2の「反対解釈」として、アンゲフェレを自らもっている（したがって、子の（レーン法上の）後見人である）主君が子に代ってそのレーン法廷を主宰するのは、子のレーンを自分に授封されたレーンであると主張して争う（子の）家臣の訴えを承認しない場合に限られ、それ以外の場合には、子（自身）または（実質的には）子の（法定）後見人がレーン法廷を主宰する、と推定されること。③一般に、主君のレーン法廷への参廷義務は、そこで判決を発見し証人となるなど、家臣にとっては「権利」の側面があり、この条項の場合、上級主君の又家臣にすぎない子の家臣が、上級主君の直臣と肩を並べてそのレーン法廷に参画することは（まず）ありそうもないこと。以上である。なお、後註・7をも参照されたい。

4）この箇所、alse recht is の文は（AV に対応する語がなく）「レーン法」で補足された（と目される）ものであるが、それによって真先に想起されるのは、前出レーン法4・1＝AV 1・9で述べられている（出陣の日より6週前に、主君の（他の）家臣二人に聞こえるように、（レーン法廷の）判決をもって命令する、という）des rikes denest を命ずる手続であろう（前註・3を参照）。ひきつづき次註・5を参照されたい。

5）この「後見人」は、「法定後見人」を指すと考えられる（前出レーン法26・2、註・4、および、26・3＝AV 1・69・a、註・2を参照）。なお、後出レーン法46・3＝AV 1・108によれば、ある主君が家臣に対して（軍事的）「勤務」（ないし、軍役）を命ずるのは、彼が上級主君からそれを命じられた場合に限られるから、この条項の「子」または「後見人」が（子の）家臣にそれを命ずるのも、もともと「上級主君」の命令にもとづくものであることに注意されたい。

6）anevelle（＝angevelle）の語については、前出レーン法26・2＝AV 1・67、特に同条への註・3、および、26・3＝AV 1・69・aを参照。なお、この箇所、AVでは「anevelle と言われる」として、ドイツ語を用いて説明しているから、AVには「アンゲフェレ」（＝所領収益取得権）に当たるラテン語の術語がなかったこと（前出レーン法26・2＝AV 1・67、註・7を参照）を改めて確認することができる。ひきつづき次註・7を参照されたい。

7）この箇所、「アンゲフェレ」（＝所領収益取得権）について、AVだけに「子の後見人または子のほかはなんぴとも（子の）レーンについてもつことをえない彼（＝主君）の権利」という説明が見られる。「レーン法」では、すでに前出26・2（註・2の箇所）で、「子にあるいは後見人（自身）にアンゲフェレが封与される場合」があるということが補足され、さらに、次の（AVに対応条項のない）レーン法26・7では、アンゲフェレには「又授封権」がないことが補足されているので、不要と考えられて削除されたのであろう。（なお、細かいことではあるが、AV 1・72・aではanevelleの権利を「子の後見人または子（自身）（だけ）は受領することができる」と説きながら、「子」がそれを封与された場合についてだけ論じられていて、「子の後見人」にそれが封与された場合については論及されていない。「レーン法」では、この「遺漏」が上記26・2（註・2の箇所）だけでなく、次の26・7によっても（実質的に）補填されていることに注意されたい）。

8）このレーン法26・6を、先行するレーン26・1以下の諸条項、特に26・2、26・5を比較することにより、未成熟（＝満12歳未満）の子を封相続人としてもつ家臣が死亡した場合の子の「権利」について、次のことが明らかになる。この場合、子は主君に（亡父が占有・支配していた）所領（レーン）の授封を成熟（＝満12歳）に達してから6週と1年以内に求めれば、「年期」の懈怠により所領を失うことはないが、成熟（＝満12歳）に達する以前でも、子が主君に授封を求めれば、主君は子に所領（レーン）を授封しなければならない。子が（成熟に達した後はもちろん）未成熟の間に授封されても、子の家臣たちが子に所領の授封（更新）を求めるべき年期は直ちに始まる（したがって、子はこの場合、自分の家臣に所領を（又）授封することができる、ということになる）。しかし、子が未成熟の間、「アンゲフェレ」（＝小作地と貸し出している所領からの収益を取得する権利）は、それが子または子の後見人に封与されていない限り主君に帰属し、さらに、子（またはその後見人）から（軍事的）勤務（ないし、軍役）を命じられた（子の）家臣は（子の）主君（＝彼等にとっては上級主君）に

勤務しなければならず、主君は、(実質的には)子がその家臣に又授封している所領について、(子の)家臣たちから(軍事的)「勤務」(ないし、軍役)を求める権利をもっていた、ということになる。したがって、子の家臣に(軍事的)「勤務」(ないし、軍役)を求める主君の権利をも「アンゲフェレ」の概念に含めて考える余地がありそうに思われるかも知れない。しかし、このレーン法26・6でも、「主君がanevelleを授封することなく(自分で)もっている」ことが、こうした主君の権利の(いわば)「前提」とされているから、こうした主君の権利も主君の(レーン法上の)「後見人」としての地位にもとづくもの、と解するのが妥当であろう。(以上については、後出レーン法26・11をも参照されたい)

なお、AVでは「所領収益取得権」に関する叙述はこの1・72・aで終り、次のAV1・72・6(＝レーン法27・1)では、主題が所領の授封を求めるべき年期内に家臣が死亡した場合の封(レーン)相続人の地位(ないし、「権利」)の問題に移っているが、「レーン法」ではこの26・6の後、(AVに対応条項のない)26・7～26・11の諸条項が「補足」されており、特にそのうち「ドイツ語第1版」に属するレーン法26・7と26・8では、ひきつづき直接にangevelle(＝anevelle)の問題に論及されている。

224

26・7[1] アンゲフェレ(anevelle)(＝所領収益取得権)[2]には、(それが子または特に子の後見人に授封された場合)、[3] そのレーン(＝授封されたアンゲフェレ)に対する[4] レーン法(上の権利)(lenrecht)(特にそれを自分の家臣に(又)授封する権利)[5]も、また、(そのレーンの)承継(権)(volge)(＝主君に異動があった際の授封更新請求権)[6]もない。もっとも(ないし、しかし)裁判権(レーン)(gerichte)については[7]、人(＝裁判権レーンのアンゲフェレを封与された者、子または特に子の後見人)[8]はアンゲフェレ(angevelle)(＝所領収益取得権)[9]を封与(＝又授封)する(lien)ことができるが、[10] それ(＝裁判権レーンのアンゲフェレ)については、(レーンの)承継(権)(volge)(＝授封更新請求権)[11]はない。[12] また、人(＝アンゲフェレを封与された者、子または特に子の後見人)[13]はそれ(＝アンゲフェレ一般)を息に相続させることもない。[14] そしてそれは、(所領(レーン)そのものを)授封された子が死亡し、あるいは、成熟(＝満12歳)に達する(ないし、達した)時に終了する。[15]

1) この条項は、(AVに対応条項がなく)、「レーン法」で補足された(と目される)もの

である。前出レーン法26・6（＝AV 1・71・b）、註・8（の末尾）を参照。

2）（子が未成熟＝満12歳未満の間の）「所領収益取得権」を指す語は、前出レーン法26・2（の2箇所）ではangevelleとなっていたが、前出レーン法26・6（では対応するAV 1・72・aに従い）、また、それに続くこのレーン法26・7のこの箇所でも（それにひきつづき）anevelleの語が用いられたのち、すぐ後の註・9の箇所からは再びangevelleの語に戻っている。このことによって、これら二つの語が同義で互換的に用いられていること（および、angevelleの語の方が新しいこと）を確認することができる。（ただし、Ho., II 2、および、Textの下欄に併載されている異本では、これらすべての箇所がanevelleになっている）。

3）この補訳のうち、（この条項では）「特に子の後見人」（が問題になっている、という理解）については、以下、関係箇所への註（特に後註・14と15）で逐次私見を述べていくことにする。

4）この箇所、原文は（nen lenrecht noch nen volge）an dat lenとなっているが、上掲・邦訳は、このdat lenがangevelleを指す、という理解を前提にしたものである。この冒頭の一文は、それだけを独立に読めば、dat lenの語を「（未成熟の子に授封された）所領（そのもの）」と解して、（子の後見人は）「たとえアンゲフェレを封与されても、それによって（子の）所領（そのもの）についてlenrechtをもつことも、また、volgeをもつこともない」、という趣旨に理解することも強ち不可能ではないように思われるかも知れない。しかし、Doch（けれども、または、しかし）の語で始まる次の文章で（それと対比されながら）述べられている主題がgerichte（＝裁判権レーン）（そのものではなく、それに）ついてのangevelleであることを併せ考えると、こうした解釈を採ることはできないであろう。ひきつづき後註・5と6、および、12を参照されたい。

5）lenrechtの語が（家臣のもつ）「レーン法上の権利」にかかわる場合、前出レーン法2・6＝AV 1・7、註・7で述べたように、「レーン法」では、それを具体的には「（主君から授封された）所領を自分の家臣に（又）授封する権利」に限って用いようとする傾向が認められる。この箇所のlenrechtの語も、次の文章（後註・10の箇所）の（裁判権レーンについてのアンゲフェレを）「封与する」（lien）という件と比較することによって、具体的には「又授封権」を意味することを確認することができるであろう。なお、以上の解釈が正しければ、もともと（子が未成熟＝満12歳未満の間）子の所領についてアンゲフェレをもつ「主君」は、「子」または「子の後見人」に（もともと）アンゲフェレを封与することができる（前出レーン法26・2を参照）のだから、この条項で「アンゲフェレをもつ者」として（潜在的に）問題にされている者の中には含まれないことになる。前註・3、および、次註・6を参照されたい。

6）（「レーンの承継」を意味する、名詞の）volgeの語は、前出レーン法5・1、註・4で述べたように、（AVにはそれに対応する名詞がなく）、「レーン法」で新たに用いら

れたと考えられるものであり、また、――動詞の volgen の語とは異なり――必ずしも（主君に異動があった際の）「授封更新請求（権）」に限らず、（家臣が死亡した際の）「相続（権）」も含まれる可能性のある語である。このレーン法26・7には AV に対応条項がないが（前註・1を参照）、この箇所の volge の語は、次の文章（後註・11の箇所）の volge と同義に用いられた上で、さらにその次の文章（後註・14の箇所）で改めて「それ（＝アンゲフェレ）が息に相続させることもない」と述べられているから、（主君に異動が生じた際の）「授封更新請求権」だけを指す、と解される（この点については、後註12と14を参照されたい）。

7）（「レーン法」を含めた）ザクセンシュピーゲルにおける gerichte の用語法については、前出レーン法19・2、註・4、および、（そこでも挙げた）石川「裁判（権）」を参照。なお、ショットはこの箇所を、Jedoch darf man vor Gericht den Nutzungsanfall verleihen と訳しているが（Sch., S. 276）、これは、同書における gerichte の用語法の検討を怠り、その結果（その前にある前置詞）an の語をも正しく理解できなかったことに由来する誤訳である。なお、後註・12をも参照されたい。

8）前註・3を参照。ただし、この箇所の「人」（men）については後註・10（と12）を参照されたい。

9）前註・2を参照。

10）前註・5を参照。なお、この「もっとも（ないし、しかし）…」以下の件だけを読むと、「人」（men）の語を（裁判権レーンについてのアンゲフェレを封与された者＝子または子の後見人ではなく、それを子または特に子の後見人に封与する）「主君」と解することも不可能ではないように思われるかも知れないが、そうした解釈を採らない（ないし、採りえない）理由については、後註・12を参照されたい。

11）前註・6を参照。

12）上掲の邦訳は、この「もっとも（ないし、しかし）…」以下の文を、前出の、アンゲフェレ（一般）については lenrecht（＝又授封権）も volge（＝授封更新請求権）もない、という「原則」に対して、gerichte（＝裁判権レーン）についてのアンゲフェレには――アンゲフェレ一般についてと同じく volge はないものの――「例外」として lenrecht（＝又封授権）は認められる、という趣旨に解したものである。

前註・10で述べたように、註・8の箇所の men の語は、（そこだけを読むと）（裁判権レーンのアンゲフェレを封与する）「主君」と解する余地もありそうに見える（し、現に前註・7で批判したショット訳もそう理解していることになる）が、前註・5（の末尾）で改めて指摘したように、「主君」は（裁判権レーンについてのそれに限らず）アンゲフェレ一般は未成熟の子およびその後見人に封与することができるのだから、そうした解釈では、Doch（けれども、しかし）という（逆接の）接続詞が用いられている理由が説明できないだけでなく、この註・12にいたる文章全体を通して、裁判権レーンのアンゲフェレについては、それを封与された未成熟の子またはその後見人が、（アンゲフェレ一般についてと同じく）volge の権利をもたないことだけ

が述べられ、彼（等）がそれについてlenrechtをもつか否かには言及されていない、ということになってしまう。したがって、（註・8の箇所の）「人」を「主君」と解することはできないのである。（なお、後註・15をも参照）。

しかしながら、この件を上述した私見のように理解すると、（こんどは）次のような疑問が生ずることになる。すなわち、後出レーン法71・3＝AV2・68に述べられているように、裁判権レーンそのものは、原則として（＝それに属する「特別なグラーフシャフト」や「辺境伯領」を別にして）、又授封が禁止されているのに、なぜそれについてのアンゲフェレは、例外的に又授封することが認められているのか、という疑問がそれである。この疑問について私は、今のところ、最終的な解答を提示する用意はないが、とりあえずその問題を考える手がかりになりそうな（Sonderlehenとしての）「裁判権レーン」の特殊性を指摘しておきたい。「裁判権レーン」から上がる「収益」は、「小作料」ではなく、（裁判官に支払われる）「罰金」（および、「換刑贖罪金」）であり、裁判権レーンが（未成熟の）子またはその後見人に授封された場合、彼（等）にアンゲフェレも授封されないと、彼（等）はいわば「無償で」裁判権の行使に当たらざるをえないことになる。さらに、子が「諸侯」または「グラーフ」である場合は、子は裁判権レーンを「グラーフ」または「シュルトハイス」に又授封することができるが（後の点については、後出レーン法71・2＝AV2・68を参照）、この場合には、子（またはその後見人）にアンゲフェレが授封されても、もし彼（等）がそれを「グラーフ」または「シュルトハイス」に又授封することができなければ、子から裁判権レーンを（又）授封された「グラーフ」または「シュルトハイス」は同じく「無償で」裁判権を行使しなければならないことになりかねない。そこで、このレーン法26・7では、裁判権レーンのアンゲフェレについては、（必要な場合）それを（も併せて）（又）授封できるという「例外」を設けて、（こうした問題を解決し）、（ラント法上の、「公的」な）裁判権を（子の亡父の死亡にもかかわらず）ひきつづき（従前通り）円滑に機能させようとしたのではあるまいか。因みに、子が自分の家臣に（通常の）所領（レーン）を又授封した場合には、（家臣は子に対して参廷義務のほか軍役義務を負っているものの――ただし、これについては前出レーン法26・6＝AV1・71・b、1・72・aを参照――、所領（レーン）の「収益」＝「小作料」は自分で取得しているから）、上述した（家臣が「無償で」勤務するという）ような問題は生じない。

13) 前註・3、および、後註・14と15を参照。

14) この「また…」に始まる件は、（前註・12までの裁判権レーンに関する「例外」をはさんで）この条項の冒頭の一文につづく（この点については、前註・6を参照されたい）。なお、主君からアンゲフェレを封与され（う）る者、すなわち子または子の後見人のうち、（子は未成熟＝満12歳未満であるから）、「息」をもち「アンゲフェレを息に相続させる」可能性があるのは、「子の後見人」に限られる。なお、次註・15をも参照されたい。

15）この最後の一文は、この条項が特に（未成熟の子またはその後見人にアンゲフェレが封与された場合の）「子の後見人」を念頭に置いたものである、ということを示している。まず、「子」にアンゲフェレが封与されていた場合は、「子が成熟に達する（ないし、達した）時」、確かに「アンゲフェレは終了する」が、子は、それまでも――「後見人」とともに、あるいは、「後見人」を通してしか行使できないにせよ――（法的には）所領（レーン）に対する支配権をもっているので、その点について特段の変化は起こらないし、また、「子が死亡する（ないし、した）時」は、（未成熟の子には息＝封相続人がありえないから）、「所領（レーン）」（そのもの）が「主君」の手に戻り、アンゲフェレ（は消滅してしまうので、その帰属）が問題になる余地はない。また、「主君」がアンゲフェレを（封与することなく）自分でもっていた場合については、「子が成熟に達する（ないし、達した）時に、それが終了する」ことは、すでに前出レーン法26・2、および、26・3（同条への註・4と2を参照）で述べられており、それをここで繰り返すまでもないし、また、「子が死亡する（ないし、した）時」は、同じように、「所領（レーン）」（そのもの）が主君の手に戻り、アンゲフェレ（は消滅して、その帰属）が問題になる余地はない。したがって、「子が死亡し、または、成熟に達する（ないし、達した）時に」、法（の定め）に反して、アンゲフェレの権利を行使しつづける可能性があるのは、（まず）「子の（法定）後見人」にそれが封与されていた場合に限られる、と考えることができよう。

26・8[1] 子が（主君から亡父のものであった所領を封与された場合）（主君の）愛顧によって（van gnaden）、[2] あるいは、法（の定め）によって（van rechte）[3] アンゲフェレ（angevelle）（＝所領の収益を取得する権利）[4] を（も）受領することのない[5] 限り、それ（＝子がアンゲフェレを受領する）までの間、子は主君に対して、主君が彼に封与した所領を[6]（特定して具体的に）申し立てる（benumen）義務はない。[7]

1）この条項も、（AVに対応条項がなく）、「レーン法」で補足された（と目される）ものである。前出レーン法26・6（＝AV 1・71・b、1・72・a）、註・8（の末尾）を参照。

2）この van gnaden の語は、すぐ後の van rechte と対比されていることから、主君が未成熟（＝満12歳未満）の子にアンゲフェレを封与した場合のことを念頭に置いたもの、と推定することができる（ひきつづき次註・3を参照されたい）。なお、このケースが van gnaden と表現されていることによって、アンゲフェレは（子が未成熟の間）原則として主君に帰属する、という考え方（前出レーン法26・6＝AV 1・71・b、1・72・a、註・8を参照）が裏づけられるであろう。

3）この van rechte の語は、それまで（子に所領は封与していたものの）アンゲフェレを（封与することなく）自分でもっていた主君が、子が成熟（＝満12歳）に達した時、アンゲフェレを子に封与（＝ないし、返還）するケースを念頭に置いたもの、と推定することができる。なお、これについては次のことに注意する必要がある。すなわち、成熟に達した子が――その後見人に伴われて――アンゲフェレの検討を求めた時は、（前出レーン26・3＝AV 1・69・a で直接に扱われている）主君が子が成熟に達したことを信じない場合の立証がレーン法廷で行われるというだけでなく、（その場合をも含めた）アンゲフェレの希求および授封（一般）が、レーン法廷での手続を経て（おそらく、その判決をも得て）行われる（同条への註・2と4を参照）、ということがそれである。（したがって、この van rechte の語にも、「（レーン）法廷での（裁判）手続を経た上で、判決を得て」という含意がある、ということになる）。

4）angevelle の語については、前出レーン法26・2、註・3、および、26・7、註・2を参照。

5）すぐ後（次註・6の箇所）で、「主君が彼（＝子）に封与した所領」、と述べられているから、これは、（亡父の）所領（レーン）（そのもの）は子に封与されているものの、それについてのアンゲフェレは子に封与されていないケースである、ということが判る。この場合アンゲフェレは、原則として（したがって、おそらく多くの場合）、主君がもっている、と考えられるが、それが「子の（法定）後見人」に封与されていることもあ（り）う）る、ということを忘れるわけにはいかない。以上については、前出レーン法26・6（＝AV 1・71・b、1・72・a）、および、前出レーン法26・7、註・15を参照されたい。

6）前註・5を参照。

7）前出レーン法24・2（＝AV 1・52）によれば、「主君が家臣に対して（その求めに応じて）（亡父のものであった）所領を封与する場合、家臣は主君に対して（原則として）直ちにそれ（＝所領）をすべて（特定して具体的に）申し立てる（benumen）義務を負う」。したがって、このレーン法26・8は、アンゲフェレを封与されていない「子」について、この義務を免除しているわけである。このことは、（未成熟の）子が（亡父の）（所領）を授封されていてもアンゲフェレを封与されなければ、彼はその所領を実効的に占有・支配してはいない（＝「彼のゲヴェーレの中にもっていない」）、ということを（いわば）裏から明らかにする意味をもつであろう。具体的には、主君がアンゲフェレを（封与することなく）自分でもっている場合には、子の所領（のうち小作人に貸し出されているもの）からの収益（＝小作料）は主君が取得するし、また、子の家臣たちが（ほんらい彼等に又授封された所領にもとづき子に対して行うべき）軍事的勤務（＝軍役義務）も主君に対して行われる（前出レーン法26・5＝AV 1・71・b、1・72・a を参照）。アンゲフェレが（子本人にではなく）「子の後見人」に授封された場合にも同じことが言え（前註・5の末尾を参照）、この場合、子に授封された所領を実効的に占有・支配している＝それを「後見人としての地

位（ないし、後見権）にもとづくゲヴェーレの中にもっている」のは、「子の（法定）後見人」である。